

第 2 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

平成25年4月24日

閉 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 2 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

平成25年4月24日(水曜日)

午後1時1分開議
午後2時45分休憩
午後2時52分開議
午後4時5分閉会

本日の会議に付した事件

平成25年度主要事業及び新規事業の説明

出席委員（7人）

委員長 浦田 祐三子
副委員長 東 充 美
委員 西岡 勝 成
委員 井手 順 雄
委員 小早川 宗 弘
委員 森 浩 二
委員 磯 田 毅

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

環境生活部

部長 谷 崎 淳 一
環境局長 村 山 栄 一
県民生活局長 佐 藤 祐 治
首席審議員兼
環境政策課長 宮 尾 千加子
水俣病保健課長 田 中 義 人
水俣病審査課長 中 山 広 海
環境立県推進課長 福 田 充
環境保全課長 松 田 隆 至
自然保護課長 江 上 憲 二
廃棄物対策課長 坂 本 孝 広
首席審議員兼
公共関与推進課長 中 島 克 彦
くらしの安全推進課長 石 崎 尚 喜

消費生活課長 杉 山 哲 恵
男女参画・協働推進課長 大 谷 祐 次
人権同和政策課長 中 富 恭 男
商工観光労働部

部長 真 崎 伸 一

政策審議監兼

商工政策課長 出 田 貴 康
商工労働局長 森 永 政 英
新産業振興局長 高 口 義 幸
観光経済交流局長 松 岡 岩 夫
商工振興金融課長 伊 藤 英 典
労働雇用課長 下 村 弘 之
産業人材育成課長 古 森 美津代
産業支援課長 奥 菌 惣 幸
エネルギー政策課長 山 下 慶一郎
企業立地課長 寺 野 慎 吾
首席審議員兼

観光課長 渡 辺 純 一

国際課長 磯 田 淳

くまもとブランド推進課長 成 尾 雅 貴
企業局

局長 河 野 靖

総括審議員兼次長兼

総務経営課長 古 里 政 信

工務課長 福 原 俊 明

労働委員会事務局

局長 西 岡 由 典

事務局職員出席者

議事課主幹 左 座 守

政務調査課課長補佐 春 日 潤 一

午後1時1分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、ただいまから第2回経済環境常任委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

第1回委員会におきまして、委員長に選任をいただきました浦田祐三子でございます。

東副委員長とともに、円滑な委員会の運営ができるように、この1年間務めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻を賜りますように、心からお願い申し上げます。また、環境生活部長、そして商工観光労働部長、企業局長、労働委員会事務局長を初めとする執行部の皆様方におかれましても、御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、御挨拶にかえさせていただきます。

続いて、東副委員長から御挨拶をお願いいたします。

○東充美副委員長 副委員長の東充美でございます。

今後1年間、浦田委員長を補佐しながら、円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思います。

委員各位、それから執行部の方々の御協力、よろしくお願い申し上げます。

簡単ですが、御挨拶にかえます。よろしくお願い申し上げます。

○浦田祐三子委員長 本日は、執行部を交えての初めての委員会でありますので、幹部職員の自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、自己紹介は、課長以上について自席からお願いします。

また、審議員及び課長補佐については、お手元にお配りをいたしております説明資料中の役付職員名簿により、紹介にかえたいと思います。

それでは、谷崎環境生活部長から順にお願い

いたします。

（谷崎環境生活部長～西岡労働委員会事務局長の順に自己紹介）

○浦田祐三子委員長 では、1年間このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、主要事業等の説明に入りますが、質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。また、執行部の説明は、着座のままわかりやすく簡潔に行ってください。

それではまず、谷崎環境生活部長から総括説明を受け、続いて、各課長から、平成25年度主要事業及び新規事業説明資料に従い、説明をお願いいたします。

以下、商工観光労働部、企業局、労働委員会事務局の順にお願いをいたします。

それでは、谷崎部長お願いいたします。

○谷崎環境生活部長 平成25年度の環境生活部の概要の御説明に先立ちまして、水俣病に関する最高裁判決について御報告を申し上げます。

去る4月16日、最高裁から2つの訴訟の判決が言い渡されました。お一人の訴えに対する判決は、県の上告を棄却し認定を義務づけるというもので、先日認定をいたしたところでございます。また、もう一人の訴えに対する判決は、高裁へ破棄、差し戻しをするというものでございました。判決内容につきましては、後ほど御報告を詳細にさせていただきたいと思っております。

今後の県の対応につきましては、法律解釈の権限を有する環境省に判断を求めながら対応してまいりたいと考えております。

それでは、平成25年度の環境生活部の組織機構及び主要事業、新規事業につきまして御説明を申し上げます。

平成25年度組織機構図及び役付職員名簿の1ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、組織機構につきまして説明させていただきます。

当部は、環境局、それから県民生活局の2局体制で、2局12課1課内室及び2出先機関で、職員数は、本庁188名、出先機関13名の合わせて201名となっております。

昨年度からの変更点としまして、本年10月7日から11日まで熊本市及び水俣市で開催されます水銀に関する水俣条約外交会議に対し、開催地として協力し支援していくため、本年4月1日に環境政策課内に水俣条約外交会議推進室を設置いたしております。

なお、2ページから9ページまで、当部の役付職員名簿及び事務分掌となっております。

平成25年度主要事業及び新規事業の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度の当初予算でございますが、一般会計では、幸せ実感くまもと4カ年戦略に掲げた当部関係の目標を実現していくための施策を主眼に予算を計上しております。総額としましては、183億8,900万円余となっております。

その主な内容でございますが、まず、水俣病対策につきましては、水俣病被害者救済特別措置法に基づく救済措置に係る申請の判定業務に全力を挙げて取り組んでまいります。また、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々やその御家族が住みなれた地域で安心して暮らしていただけるよう福祉サービスの充実を図るとともに、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく認定業務にも引き続き取り組んでまいります。

また、ことし10月に開催されます水銀に関する水俣条約外交会議が円滑に運営されるよう開催地として必要な支援を行ってまいりますとともに、水俣病問題の歴史や教訓を初め、再生に取り組む水俣を世界に向けて発信してまいります。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、環

境を豊かにするための取り組みにつきまして、まず、豊かな自然環境と水産資源を有する有明海、八代海の再生に向けた取り組みを強化するために、国や市町村、NPOなどと連携して海域環境の保全に努めてまいります。また、ラムサール条約湿地に登録された荒尾干潟に関連して、生物多様性保全の普及啓発や環境教育にも取り組んでまいります。

また、県民総ぐるみによる地球温暖化対策とエコ活動のさらなる推進を図るため、環境に配慮した熊本らしいライフスタイルやビジネススタイルが地域に定着していくよう、具体的な日常の行動について普及啓発を行い、県民総ぐるみでのエコ活動の実践につなげてまいります。

さらに、廃棄物対策の推進を図るため、南関町に建設を予定しております公共関与による最終処分場を全国のモデルとなる安全な施設として建設し、将来にわたって適正に運営していくために、事業主体である熊本県環境整備事業団に対して、必要な財政支援を行います。また、周辺環境の整備など処分場を中心とした地域の振興にも取り組んでまいります。

次に、百年の礎を築く取り組みのうち、悠久の宝の継承の取り組みにつきましては、水の国くまもとづくりを推進するため、関係部局、市町村、くまもと地下水財団、民間事業者との協働による地下水保全対策や県内外への熊本の水の魅力の発信等に取り組んでまいります。

次に、安心を実現する取り組みのうち、人が人として互いに尊重される安全、安心な熊本の実現に向けた取り組みにつきましては、犯罪や交通事故から暮らしを守るため、地域の住民や事業者、ボランティア団体等との連携促進を図り、地域のきずなづくりを支援してまいります。

また、男女共同参画を推進するために、性別にかかわらず、誰もがその個性と能力を

十分に発揮することができる社会の実現に向けまして、第3次熊本県男女共同参画計画に基づき、具体的目標設定を行い、県民や事業者、市町村と連携を図り、総合的かつ計画的に取り組みを進めてまいります。

さらに、消費者の暮らしを守るために、市町村において、広域連携などによる相談機能の強化を図り、高齢者等の消費者被害の未然防止のための見守りネットワークの構築を支援してまいります。また、学校や地域における消費者教育を推進し、事業者に対する指導を徹底して消費者保護の強化を図ってまいります。

次に、平成25年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸し付けに係る県債償還等特別会計予算でございますが、チッソ県債に係る元利償還金等の年間所要額を計上しており、その総額といたしましては、98億100万円余となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせまして、当部の予算総額は281億9,100万円余となります。

このほか、水俣病対策の状況等につきまして、先ほど申し上げましたように御報告させていただきます。

以上が当部の概要でございますが、詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○宮尾環境政策課長 環境政策課でございます。

主要事業及び新規事業の資料の2ページをお願いいたします。

水俣病問題の解決に向けた対策の推進で、チッソへの金融支援についてでございます。

1でございますが、まず、チッソ株式会社に対する金融支援の経緯でございますが、汚染原因者負担の原則、PPPと申しますが、これを堅持しつつ、水俣病患者に対する補償

金の支払いに支障がないよう、昭和53年度以降、患者補償、また、平成6年度からは設備県債、さらに、平成7年度の政治解決に伴います一時金支払い資金に係る金融支援などが行われてまいりました。

しかし、チッソの借入金は膨らんでまいりまして、経営的にも厳しくなりまして、平成9年度以降、中長期的な観点から検討が進められまして、平成12年2月に、現在の形でございますが、抜本的支援策が閣議了解されて、現在に至っているということでございます。

その抜本的支援策の概要でございますが、2番でございます。

ポイントといたしましては、それまでの患者県債方式が廃止されました。既往公的債務につきましては、以下の措置を講ずることとされました。

まず、(1)でございますが、県は、チッソが経常利益から患者補償金を優先的に支払った後、可能な範囲で県への貸付金返済が行えるよう所要の支払い猶予等を行う。

(2)国は、県が県債償還に支障を来さぬよう、支払い猶予等相当額のうち、8割を国庫補助金、これは財務省からになります。2割を地方財政措置ということで、特別な県債で手当てをします。また、この特別な県債につきましては、その元利償還金を100%地方交付税措置をするというものでございます。つまり、県には財政的負担はかけないというスキームになるかと思えます。特別会計の予算額は、98億171万円となります。

3ページをお願いいたします。

チッソへの貸し付けにつきましては、特別会計を設けて資金管理をしておりますが、この3ページが、その25年度の予算措置の内訳でございます。総額98億171万円となっております。

4ページをお願いいたします。

4ページは、24年度末のチッソ関連の県債

の償還状況の表でございます。

今後の償還予定額は、一番右の下のほうでございますが、合計の欄でございますが、元本と利息を合わせて約727億ということになります。

5ページをお願いいたします。

5ページは、平成24年度末のチッソに対する貸し付けの状況でございます。

チッソからの今後の償還予定額は、これも一番右の一番下の表をお願いしたいんですが、元本と利息と合わせて、今後の予定額は2,243億円余ということになります。

6ページをお願いいたします。

水銀に関する水俣条約外交会議の開催支援についてでございます。

本年10月7日から11日にかけて、国連環境計画、これは英語の頭文字をとってUNEPと申しておりますが、主催によります外交会議が開催されます。ホストは、国、政府でございます。

熊本県といたしましては、地元開催地としての会議の円滑な開催のための支援と水俣病の教訓や再生に向けた取り組みなどを国内外に情報発信していくと、また、おもてなしを行っていくというふうに考えております。

6ページの中ほどでございますが、昨年11月に、知事を会長、開催地の熊本市長、水俣市長、そして県議会議長を副会長といたします20余りの団体から成る熊本県推進協議会を設置いたしました。また、経済環境常任委員長にも協議会の委員としてお願いすることになっております。また、開催地が熊本市と水俣市になることから、協議会の下部組織として、熊本部会と水俣・芦北部会も設けております。さらに、先ほどございましたけれども、この4月に環境政策課内に室を設置して準備を加速しております。

予算といたしましては、4,360万円余を計上しておりますが、これは全て県の推進協議会の負担金としております。ただ、協議会予

算全体といたしましては、県のほかに熊本市ですとか水俣市にも一部御負担等いただきまして、約5,700万円程度の事業費を考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

引き続き、主要事業及び新規事業の7ページのほうをお願いいたします。

まず、保健医療対策の推進といたしまして、地域の住民の方々の健康不安を解消するため、水俣病総合対策事業を行っております。

平成22年5月から、特別措置法に基づく救済の申請を受け付け、約4万3,000人の方々の御申請があり、現在、迅速かつ円滑な診断や判定等に最大限の努力を行っております。救済の対象となられますと、表に記載しておりますとおり、水俣病被害者手帳を交付いたしまして、医療費等の支給を受けられることとなります。

なお、表の右側のほうに記載をしております医療手帳は、平成7年の政治解決により救済を受けられた方に交付をいたしましたものでございます。被害者手帳と同様の支給を行っております。

次のページをお願いいたします。

次に、地域の再生・融和と環境・福祉の推進でございますが、まず、水俣病関連情報発信支援事業といたしまして、環境大学など水俣市が行う情報発信の支援、2の環境・福祉モデル地域づくり推進事業といたしまして、慰霊式やもやい直しの支援、3の胎児性患者の地域生活支援事業といたしまして、胎児性患者の方々のために介護や福祉施設の整備を行う団体への支援、最後に新規事業でございますが、胎児性の患者の方々のための住宅改造の助成事業を行っております。

水俣病保健課は以上でございます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

引き続き、資料の9ページをお願いいたします。

まず、1番、水俣病認定業務の推進ですが、公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定申請者について、次のとおり水俣病かどうかの認定業務を進めております。

まず、(1)疫学調査、これは、自覚症状、家族状況等の状況について、県職員による聞き取り調査でございます。

(2)検診、これは、医療機関において医師による検診を行い、医学的なデータを収集するものでございます。

そして、この(1)と(2)で得られたデータをもとに、(3)審査を行います。その審査の後に、(4)知事による処分、水俣病か否かの処分を行います。

以上が業務の流れでございます。

次、2、水俣病認定申請者治療研究事業でございます。

これは、指定地域に5年以上の居住歴があり、認定申請後1年間を経過した者、一定の症状がある方は6カ月経過後に対して、知事の処分があるまでの間、医療費等の支給を行う事業でございます。対象者数は、現在71人でございます。

次に、3番、これは新規事業でございますが、水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業でございます。

水俣・芦北地域の水俣病診療のネットワーク構築に要する経費ということで、熊本大学への委託事業でございますが、熊本大学と連携し、水俣病認定患者及び被害者の方々に最新の医療を安定して提供するとともに、医療連携ネットワークを構築するものでございます。予算は2,000万円の計上をさせていただきます。

以上でございます。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料10ページをお願いいたします。

まず、地球温暖化対策の推進についてでございます。

説明欄に記載しておりますが、県民の総力を挙げて温室効果ガス削減の取り組みが進むよう普及啓発を行っております。

1の地球温暖化対策推進事業は、(1)に記載しておりますストップ温暖化県民総ぐるみ運動推進会議、これは知事を議長といたしまして約340団体が参加しておりますけれども、この会議を中心といたしまして、県民運動としての活動の普及を行っております。

2のくまもとらしいエコライフ普及促進事業につきましては、熊本の気候、風土に合ったライフスタイルを提示し、具体的な実践行動につなげていこうという事業でございます。今後の県民運動の行動テーマとして推進してまいりたいと考えております。

11ページをお願いいたします。

4の市町村等再生可能エネルギー等導入推進事業は、昨年度、国の交付金を受けまして10億円の基金を積み立てております。この基金を活用いたしまして、防災拠点などの非常時の電源を確保するために、太陽光などの再生可能エネルギーを導入する市町村に対して助成を行うものでございます。5年間の事業の今年度が2年目となるものでございます。

次に、バイオマス利活用の推進についてでございますけれども、当課では、特に現在活用が余り進んでおりません食品廃棄物の利用促進のために、使用済みの食用油を活用したバイオディーゼル燃料の利活用が促進されるよう、研究会の開催、アドバイザーの派遣などを行っているものでございます。

12ページをお願いいたします。

「水の国くまもとづくり」の推進について

でございます。

熊本の地下水の恵みを将来にわたって県民が享受することができるように、地下水保全対策に取り組んでおります。

1の「水の国くまもと」推進事業は、地下水保全に関する県民意識を高めていくために、(1)の「水の国サミット」の開催や(2)の広報展開などにより、水の魅力の発信を行ってまいります。

(3)でございますけれども、熊本地域と関連いたします阿蘇地域の地下水採取実態調査を今年度は実施することとしております。

2の地下水保全条例円滑施行事業でございますが、昨年10月から施行いたしました地下水採取許可制度の円滑な運用のために個別相談会の開催や専門委員の配置を行いますとともに、(3)に書いております水量測定器の設置が新たに義務づけられる地下水採取者への助成を行っております。

3の公益財団法人くまもと地下水財団支援事業は、昨年4月に設立されましたくまもと地下水財団に対する負担金でございます。

この財団は、地下水涵養事業を行うなど熊本地域の地下水保全の中心的な役割を担うもので、関係11市町村とともに支援してまいります。

13ページをお願いいたします。

有明海・八代海の再生についてでございます。

再生に向けた県計画に基づきまして、国や関係県と連携して全庁的に取り組んでおります。本年度は、県全体で57事業、約180億円の事業に取り組む予定としております。

当課におきましては、全体の取りまとめの立場といたしまして、1の有明海・八代海再生推進連携事業で、国や関係県との協議会の開催、2の有明海・八代海再生活動促進事業といたしまして、地域住民や民間団体等の理解促進のために、協働発表会の開催や出前講座、県下一斉清掃活動などに取り組んでいる

ものでございます。

14ページをお願いいたします。

最後に、環境教育・学習の推進についてでございます。

1の地域環境教育促進事業は、本年度から実施する新規事業でございます。

環境教育に関します地域資源を環境教育の場として活用しますとともに、NPOや学校などの連携によりまして環境教育を推進するという事業でございます。

(1)に記載しておりますように、ラムサール条約に登録された荒尾干潟などの地域資源を有します荒尾・玉名地域におきまして、NPOを主体としたモデル事業を実施することとしてしております。

2の環境センター運営事業は、県の環境学習の拠点施設として、平成5年8月に開館いたしました環境センターにおきまして、環境教育を推進している事業でございます。

以上が当課の主な事業でございます。よろしくをお願いいたします。

○松田環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料15ページをお願いいたします。

1の大気質の保全対策の推進でございます。

大気汚染防止法などに基づくばい煙などの規制事務を行うとともに、36カ所の大気測定局と1台の移動測定車を活用いたしまして、大気環境の常時監視を行うものでございます。この観測結果から光化学スモッグ注意報などの発令も行っております。

また、微小粒子状物質、いわゆるPM2.5でございますが、昨年度までに熊本市分を含めまして18カ所の測定局を整備したところでございます。ことし1月、中国での深刻な大気汚染の影響が国内でも観測され、国は注意喚起を行う暫定的な指針値を定めました。

本県では、この指針に基づき、3月5日か

ら運用を開始したところでございますが、この初日に濃度が上昇、全国初となる県民への注意喚起を行ったところでございます。それ以降は、現在までのところ注意喚起の発信はございません。

それから、4月20日、それから22日の夕方、大気常時監視システム、テレメーターシステムが断続的にふぐあいを発生いたしましたし、現在、データの更新、公表ができない状況が続いておりますけれども、サーバーに原因があるということが判明いたしましたし、現在交換作業の手配を行っており、本日中にも復旧する見込みでございます。

今後も、引き続きしっかり観測を行うとともに、県民へのきめ細やかな情報提供を行ってまいります。さらに、今年度からは、PM2.5の成分分析など調査研究にも取り組むこととしております。

16ページをお願いいたします。

2の環境放射能水準調査でございます。

県では、平成元年から、文部科学省の委託を受けまして、空間放射線量率、地上に落下した大気中のちりや雨である降下物などの放射能の調査を実施しております。

中ほどの表にございますように、福島第一原子力発電所の事故直後における降下物の測定結果は、健康に影響ないごく微量の放射能が検出されましたが、平成23年7月以降は全て不検出となっております。ことしの2月、北朝鮮の核実験直後においても、モニタリング調査を強化しておりましたが、調査結果は平常時と同等の範囲で推移しております。

次に、17ページをお願いいたします。

騒音・振動・悪臭防止対策でございます。

(2)の新幹線鉄道騒音・振動調査につきましては、平成16年の開業以来、これまで国及び県における騒音などの環境基準の達成状況調査を実施しております。

平成24年度は、前年度調査の基準超過3地点と、スピード制限が緩和されたことから、

新八代駅周辺6地点で調査を実施しております。

その結果、2地点で騒音の基準超過があり、鉄道運輸機構等に対しまして、防音対策を講じる要請を行っており、現在対応がなされているところでございます。

今年度は、その防音対策効果の確認調査及び他の沿線地区での騒音振動調査を関係市町村と連携して実施してまいります。

18ページをお願いいたします。

アスベスト対策の推進についてでございます。

アスベスト問題は、県民の生命、健康にかかわる重要な問題であることから、相談対応や石綿救済法に基づく給付申請の受け付けを行っております。

次に、2のアスベスト対策の推進につきましては、大気汚染防止法に基づき、建築物の解体やアスベスト除去作業の届け出指導を初め、保健所や土木部と連携しながら、立入指導や周辺環境の濃度調査を行っております。

20ページをお願いいたします。

水質保全対策の推進でございます。

1の水質環境監視でございますが、有明海、八代海、河川などを含めました公共用水域や2の地下水の水質保全のため、水質汚濁防止法や地下水保全条例に基づき、保健所と連携し、事業場の監視、排水の水質分析や必要な指導を行っているものでございます。

また、地下水質の主な汚染原因である硝酸性窒素の削減対策でございますが、今年度は、汚染の概要を把握するために、新たに調査井戸を追加し調査を行うとともに、引き続き関係部局、市町村、事業所と連携、共同して、地下水への過剰な浸透の抑制に取り組んでまいります。

次に、開発における環境配慮の推進についてでございます。

通常は、環境アセスメントと言われているものでございます。現在手続中の事業につき

ましては、ここに一覧表を掲載しておりますとおりでございます。

最後に、22ページをお願いいたします。

水道事業の推進でございます。

安全、安心な飲料水の確保のため、市町村などが行います水道事業の運営基盤の強化や水道施設の適正な維持管理など指導監督を行っております。

また、新規事業として、今年度、国が平成24年度に公表いたしました新水道ビジョンを受け、人口減少、水需要の変化に伴う料金収入の減少、また、更新期を迎えます水道施設の急増など、近年の水道を取り巻く環境変化に即応し、本県の現状と課題を整理し、水道設備のあるべき姿を熊本県水道ビジョンの策定に取り組んでまいります。

環境保全課は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○江上自然保護課長 自然保護課でございます。

資料の23ページをお願いします。主な内容について御説明します。

まず、自然環境の保全についてであります。

本県のすぐれた自然環境を次の世代に引き継ぐため、自然環境の保全対策や希少野生動植物の保護対策を進めてまいります。

説明欄の1の自然保護普及啓発事業では、自然環境学習講座の開催などにより普及啓発を実施し、2の自然環境保全対策事業では、自然環境保全地域等の開発規制による保全対策や自然ふれあい指導員による指導活動を実施してまいります。

また、3の希少野生動植物保護対策事業では、希少野生動植物の指定やその保護区の管理を行ってまいります。

さらに、4の生物多様性普及促進事業では、昨年7月にラムサール条約湿地に登録された荒尾干潟を題材として、生物多様性の普

及啓発を図ってまいります。

5のアライグマ生息緊急捕獲調査ですが、昨年3月にアライグマが御船町で1頭発見されたことを踏まえ、農林業への危害防止を図るため、市町村が行う捕獲調査の補助を行うものです。

続きまして、資料の24ページをお願いします。

自然公園の保護・利用についてですが、1の自然公園保護事業では、自然公園法や県立自然公園条例に基づき、開発行為の許可による規制や清掃活動への助成などを行い、自然公園の適正な保護を図ってまいります。

2の自然公園利用事業では、県有自然公園施設や九州自然歩道の清掃管理、また、ビジターセンターの運営管理を行い、さらに、3の自然公園等施設リニューアル事業では、県有自然公園施設のリニューアルなどの維持管理を行ってまいります。

次に、資料の25ページをお願いします。

野生鳥獣の保護管理についてですが、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野生鳥獣の保護管理や有害鳥獣の捕獲を行うとともに、鳥獣保護センターにおいて傷ついた野生鳥獣の保護や保護思想の普及啓発に努めてまいります。

1の鳥獣保護対策事業では、市町村が行うイノシシ、猿、クリハラリスなどの有害鳥獣捕獲への補助を行い、また、2の特定鳥獣適正管理事業では、鹿の有害鳥獣捕獲等への補助を行うことで農林業被害などの軽減に努めてまいります。

4の鳥獣保護センター管理運営事業では、傷ついた鳥獣を受け入れて治療し、自然の生息地に戻すなどの保護活動を行ってまいります。

自然保護課は以上です。よろしく御審議のほどをお願いします。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課ござ

います。

26ページをお開きいただきたいと思えます。

廃棄物対策課は、主に2つの大きな柱で事業を行っております。

1点目が、ごみを減らすということで、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用ということで、3Rの推進ということが第1項目でございます。もう一つの項目が、廃棄物の適正処理の推進という2つの柱立てで事業を行っております。

まず、1点目の3Rの推進でございますが、1、2のところを書いてございますが、それは県民全てで事業をやるという意味で啓発を主体とした事業でございます。

それとあわせて、3点目に、産業廃棄物リサイクル等推進事業ということで、リサイクル等に対する研究・技術開発を産学連携してやるような研究事業に対しまして、2分の1以内で補助をするという事業でございます。

4点目の廃棄物コーディネーター事業でございますが、企業のOB等を嘱託職員として2名、3Rのコーディネーターとして採用しております。2名の方が個別事業所を訪問しまして、いろいろなリサイクルだとか、リユースだとか、そういうものについて指導等を行っているものでございます。

27ページをお願いいたします。

廃棄物の適正処理の推進でございます。

1のところ、産業廃棄物適正処理の事業ということで、私どもの課の職員並びに保健所の職員等が、排出事業者や処理業者に対して立入指導、立入検査をやりまして、指導等を行う事業でございます。必要に応じて、ダイオキシンの検査並びに水質検査等を実施しております。

2点目、3点目でございますが、不法投棄等の防止対策を行っております。

県下10の保健所に警察OBを主体といたし

ました廃棄物監視指導員を配置いたしまして、不法投棄の早期発見、改善を図っているところでございます。

3番目のところは、連絡の提携を結んでおります95団体の皆様方と提携をして、不法投棄に対する情報収集等を努めているところでございます。

4点目の海岸漂着物対策推進事業でございますが、これは、国の地域環境保全対策費補助金事業を活用いたしまして海岸漂着物の回収処理を行っているものでございます。25年、26年度ということで、1億1,000万円程度の予算の内示を受けておりますので、6月補正でお願いをしたいというふうに考えております。

28ページをお願いいたします。

5番目の管理型最終処分場の立地交付金事業でございますが、これは、産業廃棄物の管理型の最終処分場の立地するところの生活環境改善等を図るための、ある意味、迷惑施設的なところもございまして、その部分に対して市町村に対して交付金を出しております。交付上限1億円ということで、今年度の予算は、九州産廃があります菊池市に対しまして、9,800万円ということの予算を計上させていただいております。

6番目の最終処分場の周辺環境整備等の補助事業でございますけれども、産業廃棄物の最終処分場の周辺環境整備を行う市町村に対する補助事業でございます。

7番目のPCB廃棄物処理促進事業でございますが、これは、PCBの処理期限といたしましては、国の法律では39年までということで延びたんですが、私どもの計画では26年度末で処理をするということになっておりますので、一応これを堅持する意味も含めまして、今後PCBの掘り起こし、廃棄物の掘り起こしをやりながら、事業者、県民に周知して、適切な対応をとってまいりたいというふうに考えております。

以上、廃棄物対策課は以上でございます。
よろしく願いいたします。

○中島公共関与推進課長 29ページをお願いいたします。

公共関与による管理型最終処分場の整備促進につきましては、計画発表から10年、地元の御理解をいただくためのさまざまな取り組みを進めてまいりました。大変厳しい状況もございましたが、おかげをもちまして、3月に南関町、和水町と最終的な地元合意とも言えます環境保全協定を締結することができました。いよいよ今年度は夏ごろに着工の予定としております。

1の公共関与推進事業は、事業主体となります財団法人熊本県環境整備事業団に対する処分場施設の建設費及び開業準備費に係る補助金及び有利子貸付金等でございます。今後、竣工まで足かけ3年、その1年目分となります。

2の産業廃棄物処理施設モデル事業は、処分場整備に伴う地域振興策として、南関町及び和水町に対する交付金でございます。今後、地域振興策は総額17億円を予定しておりますが、その1年目分となります。

説明は以上でございます。

○石崎くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料の30ページをお開きください。

初めに、交通安全対策でございますが、平成23年度に作成しました第9次熊本県交通安全計画に基づきまして、交通安全思想の普及啓発や交通事故相談などの施策を推進してまいります。

平成24年中の県下の交通事故の発生状況ですが、発生件数が6年連続、死傷者数が8年連続して減少しておりますが、その大きな原動力は県民の理解と協力によるものと理解しております。

そのような観点から、1の交通安全推進連盟などに対する補助を通しまして、そこに記載しておりますさまざまな事業により交通安全県民運動を展開するとともに、それに加えて、2の特別啓発事業としまして、社会問題化している飲酒運転の根絶と自転車の安全利用をテーマにした県民参加型の広報を行うこととしております。

3の交通事故相談については、引き続き相談員2名を配置し、被害者支援の観点を踏まえ対応してまいりたいと思っております。

31ページをお願いします。

安全安心まちづくりでございますが、犯罪の起きにくい安全安心まちづくり条例に基づき、防犯に関する広報啓発、自主防犯活動団体の育成などに取り組んでおり、平成15年以降、犯罪件数が減少傾向に転じた大きな要因として、自主防犯団体の増加が挙げられることから、引き続き、1に記載しております推進事業などにより、自主防犯活動などが充実したものとなるよう、育成支援及び連携強化に努めてまいります。

2は、平成24年度に引き続いて取り組みます地域の暮らしの安全に向けたきずなづくりに係る事業でございます。

平成24年度に、新規事業として、交通事故や犯罪件数の減少に大きく寄与しております県内各地域のボランティア団体の活動状況や課題などを調査、分析したところですが、引き続き、平成25年度は、各団体の課題の一つであります関係機関、団体との連携をさらに促進するため、先進的な活動を行っている団体からのアドバイザー派遣などを行ってまいります。

3の犯罪被害者等支援推進事業につきましては、県民誰もが犯罪被害者となる可能性があるとの認識のもと、犯罪被害者やその遺族が再び平穏な生活を営むことができるよう、平成23年度に策定しました犯罪被害者等支援に関する第2次取組指針に沿って、県民の理

解増進と担当職員の資質の向上に努めてまいります。

続きまして、32ページをお開きください。

食の安全安心の確保でございますが、1に記載しておりますように、昨年策定しました第3次熊本県食の安全安心推進計画に基づき、県民、関係団体などと連携して、啓発や情報提供などの施策を推進してまいります。

33ページの2の食品検査体制整備につきましては、今年度も全国トップレベルの検査体制を堅持し、生産から流通の各段階において、関係部局が連携して農薬などの残留検査を行い、その結果を適宜公表してまいります。特に、今年度は老朽化が進んでおります高精度食品検査機器を9月に更新する予定にしております。

3のJAS品質表示指導事業でございますが、定期的な巡回指導のほか、県民の皆様からの情報提供をもとに必要な調査を行い、違反事例に対しては厳正に対処してまいります。

また、平成23年7月に完全施行されました米トレーサビリティ法につきましても、農産課や農政局などの関係機関と連携しながら、引き続き制度の普及啓発に努めるとともに、完全施行後2年が経過したことから、今年度は指導に軸足を置いた取り組みが必要かと考えております。

最後に、34ページをお願いします。

青少年対策でございますが、熊本県少年保護育成条例に基づき、有害環境の調査、浄化活動に取り組んでまいります。また、携帯電話、インターネット利用による犯罪被害などが発生していることから、有害な情報から子供たちを守ることを目的に、携帯電話事業者や保護者に一定の義務を課すなど、少年保護育成条例の一部を改正しており、10月施行に向けまして、関係機関と連携しながら、事業者や保護者、少年などに対し、改正内容の周知とフィルタリングの普及を推進してまいり

ます。

2のジュニアドリーム事業につきましては、本年度も、小中学生を対象に、記載のとおりの日程で昨年に引き続き阿蘇を舞台に実施することとしております。

くらしの安全推進課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○杉山消費生活課長 消費生活課でございます。

資料35ページをお願いいたします。

消費者行政の充実強化でございますが、県におきましては、消費者被害の激しい変化、あるいは巧妙化する手口に対抗するために、住民に身近な市町村の相談窓口整備支援と県消費生活センターの機能強化に努めているところでございます。

平成25年度につきましては、去る2月に策定いたしました第2次消費者施策の推進に関する基本計画に基づきまして、市町村に対する支援はもとより、見守りネットワーク構築の支援でありますとか多重債務問題にも引き続き取り組んでいくことといたしております。

続きまして、36ページをお願いいたします。

2の消費生活相談機能の充実強化でございますが、市町村における消費者行政推進を支援する事業の(1)から(4)に掲げる各種施策を積極的に推進してまいります。

特に、(4)の広域連携、見守りネットワーク、庁内連携という3つの視点からの市町村に対する支援は重点的に取り組んでいくことといたしております。

次に、3の多重債務対策の推進につきましては、25年度におきましても、引き続き債務整理からセーフティーネット貸し付けまでの一貫した支援体制の充実強化に努めてまいります。

続きまして、37ページをお願いいたしま

す。

4の高齢消費者対策の推進でございますが、これは新規事業でございます。

高齢化社会の進展に伴いまして、私ども県消費生活センターに寄せられる60歳以上の高齢者からの相談割合が増加しております。また、高額被害につきましては、高齢者の割合が著しく高い数値を示している状況でございます。これは高齢者の単独世帯の増加などに起因するものと思われまます。行政の対応だけでは被害防止が難しい状況になっておりまして、地域で守るという視点からの取り組みが必要になってきております。

そこで、地域の見守りネットワークの構築のためのマニュアルを作成いたしますとともに、老人会や婦人会並びに民生委員等を対象とした研修会を開催するなど、地域見守りネットワーク構築に向けました市町村の取り組みに対して支援を行うことといたしております。

消費生活課につきましては、以上でございます。

○大谷男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

38ページをお願いいたします。

まず、協働の推進でございますけれども、地域の課題やニーズが多様化する中で、行政やNPO等のさまざまな主体が役割を分担しながら課題を解決していく必要があります、それらの取り組みを支援する事業でございます。

そのため、1の県民との協働推進事業につきましては、協働のコーディネート機能の充実やNPO法人の支援のための認定業務等を実施いたしますとともに、2の新しい公共支援事業では、NPO等の活動基盤の整備やモデル事業を実施してきておりまして、今年度は、その成果の取りまとめとあり方検討を行うことにしております。

次の男女共同参画の推進についてでござい

ますけれども、誰もがその個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に進める事業でございます。

具体的な事業は、38～39ページに掲載しておりますが、1は、県民向けの普及啓発事業、2は、第3次熊本県男女共同参画計画の進捗管理、3は、小中高校生における男女共同参画教育の推進、4が、市町村の男女共同参画計画の推進支援、5が、事業所の男女共同参画の推進を行うこととしております。

6の男女いきいき幸せ実感促進事業につきましては、新規事業でございますが、大学等との連携によりまして、若者の男女共同参画に関する知識や実態調査、課題検討を通じて、若者の意識醸成を図る事業でございます。

最後のくまもと県民交流館における県民の活動支援につきましては、県民の主体的なさまざまな活動を支援するNPO・ボランティア協働センター、男女共同参画センター、生涯学習推進センター等の運営に関する事業でございます。

男女課は以上でございます。よろしく願います。

○中富人権同和政策課長 人権同和政策課です。

資料の40ページをお願いいたします。

主な事業の1番目は、人権施策推進事業でございます。

外部有識者によります熊本県人権施策・啓発推進委員会を設置いたしまして、人権施策のあり方等について御意見をいただいております。

2番目の広報・啓発事業は、講演会等のほか、マスメディアを活用した広報啓発や資料の作成を実施するものでございます。

3番目の研修・人材育成事業は、地域や企業、各種団体等で人権研修を実施していただくために、研修指導者の育成等を行うもので

ございます。

4番目の相談事業は、人権相談員が電話や面接による相談を受け、ケースに応じて、ほかの専門的な相談機関とも連携しながら解決に導きます。

5番目の人権啓発活動市町村委託事業は、市町村が行う人権啓発事業について、全額国庫による地方委託事業を活用して支援するものでございます。

6番目の地方改善事業費は、福祉の向上や住民交流の拠点となる隣保館に対して、国の補助を受け、その運営や施設整備に係る補助を行うものでございます。

7番目の人権問題連携調整費は、さまざまな人権問題の解決に向けた施策を効果的に推進するために、行政機関や関係団体等と連携して啓発活動等を行うものでございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、商工観光労働部の総括説明を真崎部長よりお願いします。

○真崎商工観光労働部長 商工観光労働部関係の主要事業の説明に先立ちまして、県内の景気・雇用状況及び当部の取り組みの方向性につきまして御説明申し上げます。

日銀熊本支店が4月1日に発表しました金融経済概観では、県内の景気は下げどまっているとされております。

個人消費は、全体として底がたい動きとなっているほか、住宅投資は持ち直しの動きが続いています。

また、県内製造業の生産も下げどまりつつあり、足元の業況感は、非製造業では改善、製造業にあっては横ばいの状況です。

雇用情勢については、2月の有効求人倍率が0.72倍と、依然低い水準ではあるものの、3カ月連続での上昇となっております。

景気の先行きについては、輸出環境の改善

や経済対策の効果などを背景に、次第に景気回復へ向かうことが期待される一方、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクにも注意が必要となっております。

このような状況の中、商工観光労働部としましては、引き続き、中小企業の資金繰り支援や雇用対策など、県内中小企業者、労働者に対するセーフティネットの充実に努めるとともに、国の緊急経済対策に係る支援策も効果的に活用しながら、成長分野に力点を置いた施策を積極的に推進し、県内景気の浮揚に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、平成25年度の当部の組織機構及び主要事業、新規事業について御説明いたします。

当部の組織機構につきましては、お手元の平成25年度組織機構図及び役付職員名簿資料の10ページに記載しておりますが、よろしゅうございますか。

商工労働局、新産業振興局、観光経済交流局の3局体制のもと、本庁10課、出先機関5機関で、職員数は、本庁181名、出先機関115名の合計296名となっております。

平成25年度の主要事業及び新規事業につきましては、お手元の資料、先ほどごらんになっていただきました資料の41ページをお開きください。

平成25年度当初予算につきましては、一般会計、特別会計合わせまして、385億5,600万円余となっております。

主な事業の内容について御説明いたします。

商工労働局関係では、金融円滑化法の終了を踏まえ、金融支援と経営支援が一体となった支援制度を創設し、中小企業が抱える多様な課題の解決とチャレンジをサポートしてまいります。

雇用対策につきましては、熊本労働局と連携して、4月に熊本市水道町に設置したワン

ストップサービスセンターを拠点として、仕事探しのカウンセリングから就職後のフォローアップまでの一元的な支援を行ってまいります。

産業人材の育成につきましては、県立技術短期大学の学科再編を実施するなど、県内企業のニーズや技術の高度化に対応した人材の育成に取り組みます。

次に、新産業振興局関係では、地場企業の振興につきまして、有機薄膜関連技術の実用化に向けた県内企業の試作品開発に対する助成や食品関連産業技術の事業化に向けたコーディネーターの配置等の支援を行います。

新エネルギーの導入促進につきましては、新エネルギーの発電事業に県民が参画する県民発電所の事業可能性調査や市町村の地域特性を生かした新エネ・省エネの先進的な取り組みに対する支援を行ってまいります。

企業誘致につきましては、企業立地促進のための助成制度の拡充を行い、また、ポートセールスにつきましては、北米等への輸出コンテナ確保のための助成など、国際コンテナ貨物の利用拡大に取り組んでまいります。

観光経済交流局関係では、観光振興につきまして、ようこそくまもと観光立県推進計画に基づき、食、温泉、水を柱とした観光資源の磨き上げや、首都圏や関西圏等大消費地をターゲットにした選ばれる熊本観光キャンペーンの展開を促進します。

海外との経済交流につきましては、小ロット輸出促進モデル事業の実施やASEAN諸国等へのスポットアドバイザーの配置などを通じて、県内企業の海外事業展開へのさらなる支援に努めてまいります。

物産振興につきましては、くまモンを生かした熊本の観光、物産などの情報発信を行う交流拠点の整備やグランメッセ熊本の機能拡充について検討してまいります。

なお、本年度の主な事業の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろ

しく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○出田商工政策課長 商工政策課でございます。

お手元の平成25年度主要事業及び新規事業の資料の42ページをお開きください。

商工政策課は、商工観光労働部全体の政策調整を行っておりまして、特定の事業を持っておりません。このページに記載してあります政策調整事業は、年度途中で明らかになった政策課題等に対応するための経費が各部筆頭課に予算化されているものでございます。

商工政策課の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○伊藤商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料の43ページをお願いいたします。

1、商工会商工会議所・商工会連合会補助でございますが、商工団体に対する人件費、事業費等の補助を行うものでございます。

2の日本商工会議所青年部全国大会補助事業は、11月に水俣市で開催される日本商工会議所青年部主催の全国大会に対して補助を行うものでございます。

3、組織化指導費補助でございますが、中小企業団体中央会に対して、人件費、事業費の補助を行うものでございます。

次に、44ページをお願いいたします。

4の地域力活用ビジネス創出支援事業でございますが、小規模事業者等が行う新商品開発などを支援する商工会、商工会議所等に対して、活動経費などの補助を行うものでございます。

5の商店街まちづくり推進事業でございますが、中心市街地や地域商店街における活性化計画策定や活性化の取り組みに対して支援を行うものでございます。

45ページの下欄、6の熊本まちなかリー

ダー育成事業でございますが、商店街が継続的に社会的機能を発揮していくために必要な次世代を担う人材を育成するため、商工団体と連携して支援を行うものでございます。

次に、46ページをお願いいたします。

7の中小企業金融総合支援事業でございますが、県の制度融資に関するものでございまして、今年度も昨年当初と同額の新規融資枠356億円を確保しているところでございます。

下の47ページをお願いいたします。

8、チャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業(金融連携)は、新規事業でございまして、中小企業の経営力を強化することを目的として、中小企業が融資を受ける際に経営支援機関などから継続的に経営支援を受けることなどを条件として保証料を補助する融資制度を創設するものでございます。新規融資枠として、30億円を設定しております。上の金融総合支援事業と合わせまして、今年度の新規融資総額は386億円となります。

また、経営改善等経営力の強化に取り組む事業者に対する専門家派遣等の支援もあわせて行うこととしております。

9、チャレンジサポート中小企業経営力強化支援事業(経営)も新規事業でございまして、経営革新計画の策定や事業承継、起業化を行う小規模事業者などに対して、計画作成のための講座の開設や専門家派遣を行い、支援をするものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

10の中小企業高度化資金等貸付でございまして、(1)の高度化資金貸付金につきましては、中小企業が工場の団地化や共同店舗の建設を行う際に貸し付けを行うもので、県が貸し付けを行うA方式と複数県にまたがる広域事業に中小機構が貸し付けを行いますB方式があります。今年度は、A方式に2件、B方式1件を予定しております。

(2)の設備貸与資金貸付金でございまして

が、これは、県がくまもと産業支援財団に資金を貸し付けまして、財団が設備を購入して小規模事業者等に貸与するものです。今年度は、2億円の貸付枠を設定しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○下村労働雇用課長 労働雇用課でございます。

資料の49ページをお願いいたします。

1の若年者対策ワンストップセンター事業、ジョブカフェ・ブランチ事業でございます。

これは、学生やフリーターを含む若年者への就職支援サービスを一体的に提供し、若年者の就業、さらには常用雇用化への促進を目的とした事業でございます。

(1)の若年者対策ワンストップセンター事業についてですが、JR水前寺駅ビルに設置しておりますジョブカフェくまもとで、関係機関と連携して、電話や窓口での就職相談、カウンセリング、職業紹介など、若年者の就職に関するサービスをワンストップで提供しております。また、平成24年度から、高卒未就職者の早期就職を実現するため、コーディネーターを配置して支援を行っております。

次に、(2)のジョブカフェ・ブランチ事業についてですが、ジョブカフェくまもとの就職支援サービスを地域展開するために、八代地域振興局にジョブカフェやつしろを、その他の地域振興局にジョブカフェ・ブランチを設置し、新卒者対策も含めた地域における若年者の就職支援に取り組んでおります。

50ページをお願いします。

将来の『夢＝仕事』発見事業でございます。

これは、若者の勤労観、職業観を育むために、教育委員会、知事部局の私学振興課と連携して、インターンシップ等によるキャリア教育の充実を図る事業でございます。

新規事業の(3)の熊本ベンチャー体験事業についてですが、これは、キャリアデザインや経営者セミナー、起業家訪問等を組み合わせた講座を実施することにより、若者の夢、進路選択の拡大、ベンチャー精神の育成に取り組んでいく事業でございます。

次に、51ページをお願いします。

3の労働局との一体的実施事業ですが、今年度からの新規事業でございます。

これは、県民の就業に関する利便性の向上を図るため、くまもと県民交流館に設置されていた県のしごと相談・支援センターを4月1日から熊本労働局のしごとサポート水道町に移転し、県と労働局で一体的に取り組みしておりますワンストップサービスセンターの運営に係る事業でございます。ここでは、主に再就職を希望する女性や離職期間が長期化している中高年齢者に対して、仕事探しのカウンセリングから就職後のフォローアップまでの一連の就職支援サービスをワンストップで提供しております。

次に、52ページをお願いします。

4の障害者就業・生活支援センター事業でございます。

これは、障害者の就業のために必要な事業所の開拓、職業訓練のあっせん、職場定着の支援を行うとともに、あわせて生活面の支援を行うための事業でございます。運営主体は、社会福祉法人等で、説明欄に書いております6カ所で実施しております。なお、芦北・球磨圏域につきましては、平成25年度からの新設でございます。

次に、5の高年齢者雇用推進事業ですが、こちらも新規事業でございます。

これは、高年齢者の多様な雇用、就業ニーズに対応できる雇用環境の整備を図るために、県内企業経営者や人事労務管理者を対象に、高年齢者雇用に係る賃金、人事処遇等の実務対策講話等を実施するものでございます。

最後に、53ページでございます。

6の緊急雇用創出基金事業でございます。

これは、失業者の方々に対し、次の雇用までのつなぎとなります1年以内の短期の雇用機会を創出する事業でございます。

(1)から(3)につきましては、県実施分及び基金の管理運営事業、市町村への補助事業、基金での運用利子の積立金等でございます。

下段の四角で囲んだ部分をごらんください。

基金の造成額は、207.6億円でございます。取り組み状況ですが、この表にございますように、平成20年度からの雇用創出数は、今年度の予定も含めて、合計で2万人余となっております。

労働雇用課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○古森産業人材育成課長 産業人材育成課でございます。

資料の54ページをお願いします。

1の産業人材強化推進事業です。

本年3月に策定しましたものづくりを中心とする産業人材強化戦略に基づきまして、教育訓練機関、産業支援機関、産業・経済界等と連携しながら、地元企業のニーズに対応した技術者の育成、確保を図ります。

事業概要の(2)は、くまもと産業支援財団に委託して実施するものですが、産業人材強化支援センターのコーディネーターを2名に強化し、人材育成、確保に係る情報提供及び相談対応を行います。

特に、中小企業のものづくり現場の中核となる人材育成につきまして、技術指導、教育訓練に対する支援を行います。

55ページをお願いします。

2の県立高等技術専門校及び県立技術短期大学校における公共職業訓練です。

(1)の高等技術専門校ですが、本年4月1日に熊本高等技術訓練校から校名変更を行い

ました。ここでは、事業概要の①から④のとおり、地域に密着した技術者の養成や離職者、母子家庭の母等、障害者、在職者等を対象とした多様な職業訓練を実施しております。

資料の56ページをお願いします。

(2)の技術短期大学校ですが、事業概要の①にありますように、本年度5学科から4学科に再編し、高度な技能や知識を備えた実践技術者の育成を行っております。

資料の57ページをお願いします。

4の将来の『夢＝仕事』発見事業です。

事業の概要ですが、技術者や熟練技能者を工業・農業高校に派遣して、高校生を対象に、(1)では、ジュニアマイスターや技能士等の就職に結びつく資格取得の講習会、(2)では、各種技能競技大会における優勝、入賞に向けた強化講習会を実施します。

資料の58ページをお願いします。

5の電動モビリティ技術教育推進事業です。

これは、電気自動車等の電動モビリティに関する産業人材の育成と県民への普及啓発を図るものです。

事業概要の(2)EVフェスティバル九州inくまもとの開催支援は、工業高校生や大学生等が製作したエコ電車のレース、EV車の展示、試乗、講演会等を行います。

産業人材育成課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○奥菌産業支援課長 産業支援課です。

59ページをお願いいたします。

1、産業振興ビジョン推進事業ですが、22年末に策定したビジョンでは、重点成長分野を5つ定めており、産学官が連携する形で取り組みを推進してまいります。

次に、2、リーディング企業育成支援事業、それから次のページ、60ページ、3、中小企業チャレンジサポート&ソリューション

事業は、意欲があり成長可能性の高い中小企業に総合的、専門的な支援を行うものでございます。

また、4、中小企業構造不況対策支援事業は、新規事業でございます。

半導体や自動車関連産業を中心に構造的な課題を克服し、中小企業の成長・自立化を目指すものでございます。

61ページです。

5番、事業革新支援センター事業です。

くまもとテクノ産業財団については、今年度から公益法人となり、名称をくまもと産業支援財団と改めておりますが、経営革新や新事業支援のための事業を県から財団に委託しているものでございます。

62ページをお願いいたします。

6、地場企業立地促進費補助です。

企業立地課のほうで、誘致企業を対象に工場立地投資に対する助成を行っておりますけれども、同じ条件で地場企業にも23年度から適用しているものでございます。

63ページです。

7、地域企業海外展開支援アドバイザー設置事業、8、企業連携海外販路開拓支援事業は、ともに県内企業の国際展開への支援でございます。上海事務所に工業専門アドバイザーの配置、また、海外展開への市場調査などの経費に補助をしているものでございます。

次から、技術革新開発関連になりますけれども、まず9、次世代モビリティ普及促進事業は、電気自動車の普及を目指しております。事業概要は、インフラとなります充電器の整備とモビリティ実証実験の2つを柱としております。

次、64ページをお願いいたします。

10、次世代マグネシウム合金拠点化推進事業は、熊大が開発した軽くて強いKUMADA I マグネシウムと言われる合金を県内企業が利用して製品化することを目指しております。

す。

また、11、有機エレクトロニクス産業・事業化促進事業は、次世代の太陽電池や有機EL照明に用いられる有機薄膜技術の拠点を、現在産業技術センター内で整備しているところでございますけれども、県内企業に実用化の動きを引き出す目的で、今年度補助事業を立ち上げているものでございます。

さらに、12、若手研究者による熊本型イノベーション創出事業で、現在3名の研究員を有機薄膜研究に参加させております。

13、食品周辺関連産業技術振興事業は、新規事業でございます。

県南フードバレー構想を後押しする目的で、事業概要といたしましては、食品加工分野周辺で技術革新のある事案を発掘するコーディネーターの設置と、それを試作して具体化する助成から構成をしておるところでございます。

66ページをお願いいたします。

14、社会・システム関連産業事業化支援事業は、IT技術の進展で新しいシステムが展開しつつある分野などで事業可能性調査を公募しているものです。

最後、15、阿蘇砕石場終掘基礎調査事業は、新規事業でございます。28年度の終掘に向けて、防災面からの安全性を確認するための調査経費でございます。

以上でございます。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

67ページをお願いいたします。新規事業を中心に説明をさせていただきます。

67ページの一番下の欄の3の市町村モデル地域支援事業ですが、これは、地域特性を生かすエネルギー分野で先進的な取り組みを行う頑張る市町村を応援することで、熊本の強みを生かしたモデルを構築し、県内外に波及を図っていくことを目的としております。

内容は、新エネや省エネに取り組む市町村の事業計画の策定や各種調査、施設整備への補助を予定しております。

次に、1ページ飛びまして、69ページをお願いいたします。

6のエネルギー対策率先行動事業ですが、これは、県が率先して建物のエネルギー管理システム、通称BEMS、ビルエネルギーマネジメントシステムを導入し、効率的、効果的な省エネを進めていき、民間施設への普及を図っていくための事業です。

内容は、比較的電力消費量の多い県の産業技術センターにこのシステムを導入いたしまして、電力の消費状況を分析し、電力消費の効率化の提案を受け、具体の省エネ手法を検討し、その効果の普及啓発を行うものです。

次に、7の民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業ですが、これは、地域の防災拠点となり得る民間の医療施設や公共交通機関の施設等へ太陽光発電設備等の導入補助を行うものです。

次に、8のくまもと県民節電所(スマートコミュニティ)サイト構築事業ですが、これは、厳しい電力需給状況を背景に従来より一歩進んだ省エネの取り組みが必要とされる中において、節電に係るワンストップサイト、つまり節電関係の情報を県民が一括して把握できる場を設け、節電効果も数値化、見える化していくことで、県民や県内企業の節電意欲を高めるための補助事業です。

次に、70ページをお願いいたします。

9のくまもと県民発電所推進事業ですが、県内の新エネルギーで得られた利益を県民に還元する仕組みを検討し、県民総ぐるみでの新エネルギーの導入の加速化を目的としております。

これは、例えば県内にメガソーラーが多数立地決定しておりますが、そのほとんどが県外資本で、収益が県外に流出している現状を少しでも改善できないか、新エネルギー事業

に県民も参加できるようにとの問題意識のもとに、県民が出資し利益も得られる県民参加型の新エネルギー発電事業構築のための事業可能性を調査したり、太陽光発電屋根貸しに適した県有施設等の調査を行う事業でございます。

エネルギー政策課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○寺野企業立地課長 企業立地課でございます。

説明資料の71ページをお願いします。

まず、1番の企業誘致事業でございますが、企業を訪問し、最新情報の収集や、本県の立地環境をPRしたり、既に本県に立地していただいている誘致企業のフォローアップなどを行うための事業でございます。

2番の創造的企業誘致推進事業ですが、県内の大学などと連携しまして、企業の研究開発部門を誘致するとともに、東アジアの業界動向などを把握しまして、グローバル企業の誘致を推進する事業でございます。

3番の事業ですが、コールセンターなどの産業支援サービス関連企業の誘致を進める事業でございます。誘致した企業への補助金やテクノプラザビルの維持管理費等に要する経費でございます。

1枚おめくりいただきまして、72ページをお願いします。

4番の企業立地促進資金融資事業は、企業立地の促進と県営工業団地の分譲を促進するために、長期かつ低利の資金を融資する制度でございます。

73ページをお願いします。

5番の企業立地促進費補助ですが、先ほどありました地場企業と制度設計は基本的には同じでございますが、これは、誘致企業が事業所の新設または増設を行った際に、設備投資や雇用の実績に応じまして補助金を交付するものでございます。

なお、補助制度につきましては、物流施設に対する補助制度の新設、緊急開発関連の補助限度額の改正、食品関連企業に対しての投資要件の緩和を行っております。

また、本県へのさらなる企業誘致を推進するため、有明・八代工業用水道の利用に対する補助制度を設けております。

おめくりいただきまして、74ページをお願いします。

6番の工業団地施設整備事業は、菊池市に整備を進めております菊池テクノパークの造成工事などに要する経費や益城町の臨空テクノパークに関連した交差点改良に要する経費、そして県南地域の市町村が行います工業団地整備を支援するための調査事業でございます。

7番の事業は、フードバレー構想により県南地域を活性化させるために、ターゲット企業への誘致活動や広報活動を行いまして、食品関連企業を誘致しようというものでございます。

75ページをお願いします。

8番、9番は、ポートセールス推進のための事業でございます。

8番の国際コンテナ利用拡大助成事業でございますが、これは、九州北部港などとのコスト差を縮めることで県外の港へのコンテナ流出を阻止し、熊本・八代港の貨物量を増加させるために、荷主企業に助成を行うものでございます。

最後に、9番の戦略的ポートセールス推進事業ですが、これは、熊本港及び八代港のポートセールスを推進していくため、増便や延伸など港の利便性を高めた船会社へのクレーン使用料の助成や、北米などへの長距離輸出入に係ります空コンテナ確保のための助成、また、両港の認知度向上を図るセミナー開催などの経費でございます。

企業立地課は以上でございます。よろしくをお願いします。

○渡辺観光課長 観光課でございます。

76ページをお願いいたします。

1番、ようこそくまもと観光立県推進計画展開事業でございます。

昨年7月に策定いたしました、ようこそくまもと観光立県推進計画、平成24年から27年が計画期間でございますが、2番目に掲げてございます3つの戦略に沿って施策を展開するものでございます。

戦略の1番として、品格ある観光地くまもとの形成、戦略2番目として、国内からの誘客の促進、戦略3番目として、国外からの誘客の促進でございます。それぞれにつきまして、77ページから説明させていただきます。

77ページが、戦略1番の品格ある観光地くまもとの形成ということで、(1)にございますように、食、温泉、水を柱とした観光資源を磨き上げて、本県のブランドイメージの形成、浸透を図るものでございまして、①から②に書いてございますように、旅行商品の造成、あるいは阿蘇、加藤・細川文化を活用した熊本観光ブランドの形成を促進するものでございます。

(2)は、お客様の視点に立ったおもてなしの向上ということで、来訪者をお迎えするための意識の醸成を図るためのものでございまして、特に観光ボランティアガイド等の育成強化を図るとともに、広域連携等のおもてなしの運動を支援するものでございます。

78ページでございます。

戦略2番目の国内からの誘客の促進ということで、(1)「選ばれる熊本」観光キャンペーンの展開ということで、首都圏や関西圏等の大消費地をターゲットとしまして、観光キャンペーンを展開しまして効果的な誘客の促進を図るものでございます。

(2)九州一体となった観光PRによる誘客の促進でございますが、九州外から九州を訪れる観光客に対しまして、九州各県の魅力を

発信するとともに、本県の認知度向上と誘客の促進を図るものでございまして、①から⑦にかけての事業を展開するものでございます。観光PR事業、あるいは熊本、長崎、大分横軸3県の観光ルートの開発等を行うものでございます。

さらに、80ページでございます。

戦略3番目の海外からの誘客の促進ということで、(1)海外に向けた情報発信の強化ということで、九州の認知度を高め、九州の中心で非常に比較的アクセスの優位な本県のアクセスのよさと、阿蘇という世界的な観光資源の魅力を積極的に発信するものでございまして、①から③に書いてございますような事業を展開するものでございます。

(2)がアジアをターゲットとした誘客の促進ということで、本県に訪れていただきます外国人観光客の大半を占めます東アジア、中国、韓国、台湾、香港、それらに加えて、最近観光客が増加いたしておりますシンガポール、タイなどの東南アジアを含めて誘客施策を展開するものでございまして、①から②にかけて、特に②の東南アジアに関しましては、シンガポール、タイ、そういったところへの誘客戦略を強化するというものでございます。

最後に、81ページ2番、MICE等誘致促進事業ということでございますが、一般財団法人、これは熊本市にございます熊本国際観光コンベンション協会と連携して誘致活動をするるとともに、県内で開催されますスポーツイベントや大型コンサート、県内ロケを伴う映画制作に対する助成等を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○磯田国際課長 国際課でございます。新規事業を中心に御説明いたします。

資料82ページをごらんください。

熊本の強みを活かした国際交流・国際貢献でございます。

本県は、中国、アメリカ、韓国の3自治体と姉妹友好提携30年の歴史があり、また、海外にも移住者数が多い県であります。このような本県の強みを生かした事業を行うものです。

(4)をごらんください。

在外県人会周年記念式典参加事業でございます。

ブラジル熊本県文化交流協会設立55周年式典及びペルー移民110周年の熊本県人会主催の記念式典と慰霊祭が、本年11月に予定されており、昨年双方から知事への招聘があったことから、これに対応するものでございます。

次に、資料83ページをお願いいたします。

2の多文化共生の地域づくりでございます。

日本人と外国人とが相互に文化や価値観の違いを認めながら、暮らしやすい地域づくりを実現するため、地域の国際化を推進するものでございます。

(3)留学生交流等拠点設置支援事業をごらんください。

本事業は、県、熊本市、そして県内の14の高等教育機関等で構成する一般社団法人高等教育コンソーシアム熊本の3者が連携し、留学生の総合的な支援を行う窓口の設置や留学生を中心としたネットワークの構築を行うものでございます。

具体的には、留学生を支援するワンストップの窓口となる留学生コーディネーターの配置、フェイスブック等を活用した留学生ネットワークの構築、それから大学の学部授業対応のための日本語講座の開設を予定しております。

1枚めくっていただきまして、資料84ページをお願いいたします。

中国をターゲットとした経済交流等でご

います。

世界経済の成長を牽引し、巨大市場であります中国をターゲットとしたプロモーション活動や、県内企業の経済交流活動を促進し、本県経済の活性化を図る事業でございます。

(3)の熊本県中国経済交流促進事業をごらんください。

本事業は、熊本上海事務所や熊本広西館などを活用拠点として、中国との経済交流を促進するための事業でございます。

具体的には、1つ目のポツでございます。

広西壮族自治区で毎年9月に開催されております中国ASEAN博覧会へ出展し、本県の観光物産、プロモーションを行います。

2つ目のポツでございます。

南寧市の日本園内の交流拠点として設置しております広西・くまもとプラザで県産品の設置や観光情報の提供を行います。

3つ目、くまもと型輸出促進モデルの構築でございますが、海外との取引にチャレンジする県内中小企業を支援するために、海外輸出に関するセミナー、中国バイヤーとの商談会の開催、また、小ロットでの取引が可能な輸出取引スキームの紹介などの事業を行うものでございます。

4つ目、中国本土、香港、台湾において、熊本という地名が商標として抜け駆け登録されるのを防ぐための監視業務を委託するものでございます。

85ページをお願いいたします。

中国以外の地域における経済交流でございます。

成長著しいアセアンを初めとするアジア諸国において、県内企業の販路拡大を行うためのプロモーション活動やビジネスアドバイザーの設置などにより、県内企業の事業支援を行うものでございます。

(1)中小企業海外チャレンジ支援事業でございます。

これは、ポツ1つ目でございます。シンガ

ポール、香港、台湾の3拠点へ現地のビジネスに精通したビジネスアドバイザーを配置するとともに、これ以外の地域でスポット的に活用できるアドバイザーを配置するものでございます。

2つ目でございますが、農商工で連携して県産品の売り込みを行うための物産フェアを開催し、県内中小企業の海外における事業展開を支援するものでございます。

国際課は以上でございます。

○成尾くまもとブランド推進課長 くまもとブランド推進課でございます。

資料の86ページをお願いいたします。

くまもとプロモーションの推進でございます。

九州におけます熊本の拠点性の向上を目指しまして、今や全国的な人気を誇りますくまモンを活用いたしましたプロモーションを引き続き一元的に展開してまいります。

主な事業といたしましては、くまモンを活用いたしました熊本のPRとして、県外におきまして、観光客の誘客や農林水産物を含みます県産品の販路拡大など、県が推進する各施策を効果的に実施できるよう、くまモンを活用して積極的に熊本の多彩な魅力をアピールしてまいります。

特に、これまで九州新幹線の全線開業を意識しまして関西や中国地方を中心に展開してまいりましたくまモンの活動ですけれども、今年度以降、これらの地域に加えまして、特にマスコミが集中し、全国への波及効果が高い首都圏におきましても、より積極的にくまモンを活用した熊本のプロモーションを展開してまいります。

次に、県内ですが、くまモンは、もともと県民みずからが、日常の中にある熊本の魅力を再発見し、みずから楽しみ、それを県外のお客様にも伝えていこうという、くまもとサプライズのキャラクターとして誕生している

ところでございます。

引き続き、県内各地を訪問することにより、県民一人一人にそういった考え方が普及できますように、機運の醸成に努めてまいりたいと考えています。

なお、くまモンを活用いたしました観光物産情報発信拠点施設整備につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、くまモンの商標管理でございますが、今後想定されますくまモンの海外展開を見据えまして商標登録を進めますとともに、その管理につきまして検討を進めてまいります。

次に、87ページをお願いいたします。

くまモンに頼るだけでなく、県内事業者の商品そのものの質を磨いて、県産品の振興につなげるための施策として、3つの事業に取り組んでまいります。

まず、プレミアム商品開発支援事業でございますが、首都圏などで店舗展開をしております高級スーパーが持つノウハウを生かしまして、県内の生産者やメーカーとが連携して熊本ならではの商品の開発をしてまいります。

次に、新商品等販路開拓マーケティング支援事業ですが、平成21年、22年度に農商工連携推進協議会により選定されました農商工連携100選の商品等を中心に、まず、県内でテストマーケティングを行うことで商品の質を磨き、県外への販路開拓につなげてまいります。

次に、県産品販路拡大強化支援事業でございますが、大都市圏におきまして商談会やフェアを開催することにより、県産品の販路拡大につなげる取り組みでございます。

なお、本年度は、4年に1度大阪で開催されます食博覧会・大阪、これはゴールデンウィークの期間11日にわたりまして大阪の産業展示場で開催されますが、こちらにも本県のブースを出店することとしております。

また、あわせて、5年ぶりとなりますが、現在広島で開催中の全国菓子大博覧会にも出店しているところでございます。

次に、88ページをお願いいたします。

観光物産交流スクエア活用推進事業ですが、水道町にありますテトリア熊本ビル1階の観光物産交流スクエアにつきまして、くまモンを活用した観光物産情報発信拠点施設といたしましてリニューアルし、7月にオープンする方向で現在準備を進めているところでございます。

次に、産業展示場機能強化検討調査事業でございますが、大空港構想の核となる施設の一つになっておりますグランメッセ熊本の機能強化につきまして検討するため、事業化可能性を調査するものでございます。

最後に、球磨焼酎等ブランド確立推進事業でございますが、県産米を使用いたしました焼酎のPR事業等による消費拡大を図るための補助事業です。

ブランド推進課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、企業局の総括説明を河野企業局長からお願いいたします。

○河野企業局長 企業局が所管いたします事業の概要について御説明を申し上げます。

まず、組織機構につきまして、お手元の資料、これは組織機構図及び役付職員名簿になります。この19ページをごらんいただきたいと思っております。

本庁は、総務経営課と工務課の2課体制となっております。また、出先機関として、発電総合管理所及び都呂々ダム管理事務所を設置しております。職員数は、本庁39名、出先機関が24名で、昨年度に比べ1名減となっております。

現在企業局で経営しております事業は、電

気事業、工業用水道事業及び有料駐車場事業の3事業でございます。各事業の経営に当たりましては、第3期経営基本計画に基づきまして、経営基盤の強化及び効率的な事業運営に努めております。

まず、電気事業につきましては、荒瀬ダム関連の費用負担によりまして、撤去が完了するまでの期間は厳しい経営が続く見込みでございます。

荒瀬ダムにつきましては、ダム上流の水位を低下させて、ダム本体の撤去工事を安全に行うため、放流トンネルの掘削や水位低下ゲートの設置を進めております。

ただ、上流側の岩盤を取り除く工事に期間を要し、予定していましたが2門のうち1門の完成時期を秋以降に変更いたしております。ただ、全体としましては、計画どおり6年間で撤去を完了する予定です。

それから、阿蘇車帰風力発電所につきましては、運転開始当初から運転制限により売電電力量が低迷しておりましたが、平成23年度から、安全性を保ちながら運転制限の緩和や解除を行ったことにより、昨年度の売電電力量は、平成21年度と比べまして87%の増加となっております。その上、昨年12月固定価格買い取り制度に移行し、大幅に収支を改善することができました。

このほか、本年4月から、水力発電の菊鹿及び緑川第三発電所についても、固定価格買い取り制度へ移行しております。

次に、工業用水道事業のうち、有明工業用水道事業につきましては、多量の未利用水に加え、多額の竜門ダム関連経費によりまして厳しい経営が続いております。

そのため、関係市町、商工観光労働部と連携して、昨年新たに設けました工業用水を利用する企業への補助制度を積極的にPRしながら企業誘致に取り組むとともに、工業用水以外の水の需要開拓にも取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、黒字経営を維持しております。ただ、施設稼働率はピーク時で約64%となっているため、さらなる稼働率の向上が課題となっております。

引き続き、利用者サービスの向上等により、利用台数の増加に努めていきたいと考えております。

詳細につきましては、総括審議員から説明いたしますので、よろしくお願いたします。

また、報告事項として、荒瀬ダム撤去の状況につきまして説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○古里企業局次長 それでは、89ページをお願いたします。

企業局の3事業の当初予算の総括表でございます。事業ごとに収益的収支、資本的収支に分けて記載しておるところでございます。

一番上の電気事業でございます。

先ほどお話がございましたように、収益的収支の中で9,000万円余りの損失となっております。これは、水力と風力の発電では黒字を見込んでおりますが、荒瀬ダム撤去等の経費負担が大きく、右の資本的収支等の差し引きと合わせますと、10億8,000万円余りの不足となる厳しい経営状況でございます。

次に、中ほどの工業用水でございます。

収益的収支で2億3,100万円余りの損失となっております。これは、有明・八代の工業用水において、多量の未利用水を抱え、収入が伸びない中、支出の面で有明工業用水道の竜門ダム関連経費が経営を圧迫しているというような状況でございます。

資本的収支では、老朽化した設備の更新、それから導水管等の耐震化工事を予定していることから、昨年度に比べまして、収入、支出ともに増となっております。差し引きにつきましては、1億2,500万円余りの不

足というような状況でございます。

一番下の有料駐車場でございます。安定的に経営を続けております。4,800円万余りの利益を計上しているというふうな状況でございます。

90ページをお願いいたします。

先ほどお話がございました企業局の経営基本計画でございます。

冒頭に記載しておりますとおり、第3期経営基本計画に基づきまして、経営の基盤強化及び効率的な運営を図ることとしております。

91ページ、まず電気事業でございます。

1の施設等の状況でございます。

水力発電は、球磨川の市房第一以下7つの水力発電所で最大出力5万4,200キロワットの発電、それから風力では、阿蘇車帰におきまして、最大出力1,500キロワットの発電を行っているような状況でございます。

次に、2の経営状況でございます。

(1)でございますが、先ほど申し上げたとおり、電気事業全体としては、ダム撤去が完成します平成29年度までは大変厳しい経営状況が続くというような見込みでございます。

(2)でございますが、阿蘇車帰発電につきましては、平成20年度から、メンテナンスの強化を図りながら、運転制限の緩和、解除を実施いたしました。このことにより、今年の売電電力量は、運転改善の取り組みを開始する前の平成21年に比べまして87%の増というような状況でございます。

また、あわせて、昨年12月から固定価格買い取り制度に移行しました。これによりまして、大幅に収入をふやすことができたような状況でございます。

(3)でございますが、本年4月から、緑川第三及び菊鹿水力発電所につきましても、固定価格買い取り制度に移行しております。

92ページをお願いいたします。

3の荒瀬ダム撤去についてでございます。

昨年度から29年度までの6年間でダム本体撤去工事を行うこととしております。

(1)のダム本体等撤去工事につきましては、後ほど御報告させていただきます。

次に、(2)の環境モニタリング等でございます。

安全や環境に配慮しましたダム撤去を進めるため、そのための調査を行うとともに、フォローアップ専門委員会等において、評価、検証を進めてまいっております。

それから、荒瀬ダム撤去工事関連の工事でございますが、ダム本体撤去、砂れき・泥土の除去など、8億3,400万円余りを計上しておるところでございます。

次に、(3)のダム撤去に伴う地域の課題でございますが、これにつきましては、地域対策協議会等におきまして協議を重ね、一定の方向づけを行っているところでございます。

93ページをお願いいたします。

工業用水の状況でございます。そこに記載のとおり、3つの工業用水道の事業を運営しております。

次に、2の(2)の①でございますが、有明工水の未利用水対策といたしまして、平成18年度に荒尾、大牟田両市の上水道への転用を行っております。これによりまして、経常損失は約2億円減少したというような状況でございます。

しかし、その後、転用後も日量約2万立米の未利用水を抱えております。厳しい経営状態が続いているため、経費節減に取り組んでおりますが、一方、さらなる経営改善に向け、有明工水に係ります需要開拓推進会議等を中心に、連携して誘致活動に取り組んでいるような状況でございます。

さらに、工業用水以外の水を利用している企業への工業用水の転換、さらには未利用水の他用途への転用など、あらゆる可能性を探りながら工業用水の需要拡大に努めているところでございます。

次に、94ページをお願いします。

有料駐車場でございます。

1の施設の状況のとおり、安政町の有料駐車場と新屋敷の第2有料駐車場を運営しているような状況でございます。

2の経営状況以下でございますが、経営的に安定して毎年度純利益を計上しております。これまで、耐震補強など、より安全、安心で利用しやすい駐車場になるよう努めております。

今後も、さらなる利用者増を目指しまして、駐車場利用者のニーズの把握、それから周辺商店街との連携の強化などの取り組み、利用者サービスの向上や認知度向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 次に、労働委員会事務局の説明を西岡労働委員会事務局長をお願いいたします。

○西岡労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

労働委員会の業務及び予算の概要等について、総括して御説明いたします。

関係資料は、平成25年度主要事業及び新規事業説明資料95ページから96ページになります。

初めに、96ページになりますが、労働委員会は、労使間に紛争が生じ、自主的な話し合いで問題が解決できない場合に、紛争解決を早め、安定した労使関係を築くため、労働組合法に基づき設置されております。

委員会の委員は、公益委員、労働者委員、使用者委員、それぞれ5名の計15名で構成されております。

労働委員会の業務は、大きく分けて3つございます。

第1は、不当労働行為の審査業務でございます。

これは、労働組合等が使用者に組合活動を阻害するなどの不当労働行為があったとして、救済の申し立てを行った場合に、調査、審問を行い、必要に応じて、救済命令あるいは和解等により解決を図るものでございます。

第2は、集团的労使紛争の調整業務です。

これは、労使間の紛争が労使の自主的な話し合いで解決しない場合に、当事者からの申請に基づき、あっせん、調定及び仲裁を行い、解決を図るものでございます。

第3は、個別労働関係紛争のあっせん業務です。

労働者個人と使用者の紛争を解決するためのものでございます。

平成24年に取り扱いました事件は、不当労働行為審査事件1件、調整事件2件及び個別労働関係紛争のあっせん27件の計30件で、このうち3件を平成25年に繰り越しましたが、現在は3件とも終結しております。

次に、95ページの予算でございますが、当委員会の予算は、委員会費及び事務局費で構成されております。委員会費は、委員報酬でございます。事務局費は、職員の人件費及び調整審査業務を執行するために必要な経費となっております。予算総額は、1億1,633万9,000円となっております。

以上、よろしく願い申し上げます。

なお、課長からの説明は省略させていただきます。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたけれども、ここで5分間の休憩を挟ませていただきたいと思います。

午後2時45分休憩

午後2時52分開議

○浦田祐三子委員長 それでは、再開したいと思います。

これより質疑に入りたいと思いますので、

質疑はありませんか。

○磯田毅委員 2つほど質問したいと思えますけれども、まず、水俣病に関する最高裁判決を受けた——この前県知事がおっしゃったように、環境省に判断を求めた上で対応したいと。何かちょっと私は一歩おくらしているような感じを受けたんですけれども、県としては、環境省からあった場合、しっかりと対応していきたいと。

しっかりと対応というのは、どういうことなのか、ちょっと答えてもらいたいと思えますけれども、それが1つと、もう一つは、県の総合エネルギー計画の中で、節電と再生エネルギーの中で、これから先、平成27年までだったですかね、そういう電力のあれを変えたいということだったわけなんですけれども、太陽光発電と、そして——私は、太陽光発電というのは、非常に不安定で、日中は発電しますけれども、そういった不安定な電力を総合的に考えた場合、地熱発電とかそういったものも総合的にしていく必要があるということからして、地熱発電のこれから先の具体的なものについて、どういう計画がなされているのか、それをお聞きしたいと思い、この2点をお尋ねします。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

去る4月16日の最高裁判決につきましては、この結果を私ども真摯に受けとめ、認定となられる方につきましては、直ちに19日付で認定をいたしたと。

御質問のことについてですが、私どもは、保健法の中における法定受託事務として、国の基準に従って業務を行っているところでございます。

また、後ほど御報告のところでお触れする機会があるかと思いますが、その基準をめぐって、その中で総合的検討ということが言われ

ております。これについては、今後環境省のほうで具体化を図るといことが言われておりますので、私どもは、この具体化に協力をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 水俣病関連に関しましては、その他報告事項の際に一括して質問を受けたいと思いますので、よろしいですか。

続きまして、山下エネルギー政策課長。

○山下エネルギー政策課長 エネルギー政策課の山下です。

先生の御質問で、まず、総合エネルギー計画について、昨年10月に策定させていただきました。現在、県民が活用している家庭で消費している電力量が、おおよそ原油換算で100万キロリットルということで、これを平成32年までに新エネの導入と省エネで何とか賄おうという目標を掲げさせていただいております。その中で、再生可能エネルギー、新エネについて60万キロリットルをたたき出そうということで、現在太陽光発電が結構立地をしております。現在県内に24カ所立地決定をしております。

先生おっしゃるように、非常に不安定なものでありまして、そこで、国のほうでも最近200億ほどかけて蓄電池を導入していこうということで、今後蓄電池の開発が必要になってくるかと思っております。それで不安定要因がかなり解消してくるのではないかなということで、それは将来的な課題だと思っております。

先生が御質問なされた地熱についてなんですけれども、本県は非常に地熱の資源が豊かでございます。町村で言いますと、南阿蘇村と小国町ということで、県のほうといたしましても、何とか——これだけ豊かな地熱資源があるにもかかわらず、地熱発電所が1カ所もないということで、昨年8月に熊本県地熱・温泉熱研究会というのを立ち上げまし

て、事業者、それに自治体、国、県、それに有識者を交えた——いわゆる地熱については、過去10年ほど前に小国町で電源開発の失敗事例等もございますので、慎重に進めなきゃいけないということで、それぞれのいろいろな専門情報も生かしながら円滑に事業が進むようにということで、そういう情報共有の場ということで研究会を立ち上げて、これまで4回ほど開催をしております。かなり地熱に関しての地元の理解が進んだのではないかなと思っております。

それで、まず小国町につきましては、過去のそういう失敗の事例等もございますので、掘削を伴わない温泉熱の発電を、温泉熱、現在湧出しています温泉を活用した発電事業で発電を行うことができないかということで、国の補助事業を2件ほど採択を受けまして、現在その調査を行っているところです。

それを活用しまして、その地熱の有効性について、地元の方にも十分御理解をいただいた上で、今後開発を進めていきたいと思っておりますし、南阿蘇村につきましては、これまでそういう開発事例等はございません。ただ、有望な地熱資源があるということはいろんな調査結果でわかっておりますので、今現在南阿蘇村あたりと調整をしまして、国の補助事業あたりを使って探査あたりができないかということで今探しているところでございます。

以上でございます。

○磯田毅委員 太陽光発電については、平成32年までだったですかね。7万5,000戸だったですかね。メガソーラーについては50件だったですかね。メガソーラーについては、現在24~25件あたりの認可がされていると聞きましたけれども、個人住宅のほうの発電については、余り私は進んでないと。例えば、建設費、コストが1キロワット当たりまだ50万円ぐらいですか、非常に高いということもあ

りますし、県がやっている補助金ですね、これも1基当たり大体7万円ぐらいですか、最大で。

そういったものを勘案して、10年の買い取り制度を考えると、まだまだメガソーラーみたいなメリットはないという中で、これも何か偏つとるということでありますし、さっき言ったように、電力の不安定さということを考えると、やっぱり安定した電力が得られる洋上の風力発電とか地熱発電、特に地熱発電については、世界で第3番目の容量があるという中で、しかも世界の地熱発電の恐らく4分の3ぐらいを日本のメーカーが持っているということを考えると、国立公園内にある温泉施設とかなんかの問題はありますけれども、そういった面のものがもし解決できれば、早くそういった面での開発を行う必要があると私は思っていますけれども、その点はもう一回どうですか。

○山下エネルギー政策課長 まず、太陽光の住宅用の件についてでございますけれども、県のほうで平成21年度から補助を行ってございまして、現在、普及率におきましては、佐賀県に次いで第2位ということで7.25%と。平成23年度現在ですけれども、7.25%の普及率があるということで、本年度におきましても4,000件ほど補助を予定してございまして、県内産のパネルでありますと1件当たり7万円、それ以外でございますと、1件当たり3万5,000円の補助を実施することによりまして、住宅用太陽光日本の旗を掲げさせていただいているところでございます。

地熱につきましては、先生おっしゃったように、日本は世界第3位の地熱大国ということで、太陽光発電等に比べますと、いわゆる安定的な電源になり得ると。太陽光とか風力は、いわゆる天気次第なんですけれども、地熱については、24時間365日安定した電源になり得るということで、原発の状況がこうい

う状況の中で、安定的なエネルギー資源を何とかしなきゃいけないということで、国のほうでも特に地熱資源が国立公園内に賦存しているものですから、環境省のほうでも、国立公園の特別地域の第2種、第3種地域については、以前は原則開発不可だったんですけれども、優良な事例であれば開発が可能だということで、これにつきまして、特に本県の場合は南阿蘇村が該当しますので、十分環境省あたりとも連携をとりながら、円滑に、地元にあります地熱資源が有効に活用されるように、県といたしましても、先ほど申し上げました研究会の場を通じて理解促進と地熱資源の活用に向けていきたいというふうに考えております。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。ほかにどなたか質疑はございませんか。

○井手順雄委員 4点ほど質問します。

48ページ、商工振興金融課に聞きますけれども、真ん中ほどに設備のところがありまして、小規模事業者の企業に品物を買って、県が機械設備を購入して、それを長期間リースすると。これはどういったものを具体的にはやる事業なんですかね。

○伊藤商工振興金融課長 一般的には、製造機器といいますか、そういうものが多いというふうに聞いていますけれども、製造業の場合であれば、そういう例えば旋盤であるとかそういう機器を財団のほうがまず買ってきて、それをその企業のほうにリースするという形になります。

○井手順雄委員 旋盤というようなことでありますが、これ逆にそれだけの買うお金を貸して、それで返済していくというのと、どういった違いがあるんですか、リースするのと。こちらが得なんですかね。

○伊藤商工振興金融課長 得かと言われると、なかなか難しいところがありまして、実際の実績等を見てみましても、最近の実績は非常に少なくなっております。

といたしますのが、委員おっしゃるように、例えば政府系の金融機関であれば、そういう設備購入等に利子の安い資金等、具体的にはマル経等でございますけれども、そういうのが活用できますので、そういう意味では活用件数というのは少なくなっているというのが現状でございます。

ただ、信用力の低い中小企業といたしますか、小規模事業者にとっては、財団のほうが実際に買い受けて、そして貸せるというようなことで、実態的な保証のかわりというのと何ですけれども、そういう形での設備がきちっと借りれる、使える状態になるというのはメリットかというふうに思っております。

○井手順雄委員 よくわかりました。

続きまして、産業支援課にお尋ねしますけれども、59ページから一連にはずっと事業内容がありますけれども、こういうのは、企業の支援とか、大学の研究だとか、教育の推進とか、こういったやつに予算をつけてやっておられますけれども、結局、毎回毎回こうやって出てきますけれども、こういう研究のところ、研究するとか教育するとかいうのは、直接、結果はすぐには出てこないというのはよくわかっていますが、こういった支援をしてこういった効果が出ていますよというのが、どこにも出てこぬとですよね。我々がわからないというところがあります。これだけ支援して、これだけの発明、例えば、この大学が発明しましたとか、これだけの人材ができましたとか、そういった成果をどこかで出していただければわかりやすいと思うんですが、いかがでしょうか。

○奥菌産業支援課長 そういった成果を出すのが本当の話でございますので、そういう形でまた御報告できるように努力したいと思っております。

○井手順雄委員 今のところは、そういう成果を出したとか、そういったやつはないんですね。

○奥菌産業支援課長 いろんな取り組みをやっておりますので、個々の部分で成果を出したりというようなことはございますけれども、非常に細かなことになりますので、こういう議会の場で、何といたしまししょうか、数字で出すとかいうことは余りしたことがなかったので、ちょっと努力をしてみたいと思っております。

○井手順雄委員 よかったら、この委員会でも、そういった資料を附属資料としてつけていただければ、我々もまた県民に対してのアピールができるというか、説明ができますので、よろしくをお願いします。

続きまして、引き続き産業支援課ですけれども、66ページ。

15番の阿蘇砕石場の調査事業というのがありますけれども、ここに書いてありますけれども、平成28年度末に終了ということですが、これは終了するんですかね、実際。

○奥菌産業支援課長 現在2社が操業しております。それが地権者との契約が28年末ということでございますので、それまでに終掘といましようか、掘ることをやめるということを目標に、今地元に入って調整をしているところでございます。

○井手順雄委員 目標は、県の目標であって、業者の目標じゃないんでしょう。

○奥菌産業支援課長 業者としては、まだやりたいというような意向はございますけれども、地元と業者の契約の上で事業が成り立っておりますので、そこら辺のことを、全体的な地域振興の観点も踏まえまして、今話し合いをしているところでございます。

○井手順雄委員 じゃあ、まだこの終掘に当たりというのは、これは間違いですね。

○奥菌産業支援課長 終掘に持っていくために、そういう……。

○井手順雄委員 持っていくためにと書かな、しょんなかですね、これは。間違いですね。訂正をお願いします。

○奥菌産業支援課長 はい。

○井手順雄委員 それと関連でですけども、今こうやって碎石場というのは、何業者で何カ所あるんですか、陸上で。

○奥菌産業支援課長 大体100カ所程度やっている。

○井手順雄委員 何業者。

○奥菌産業支援課長 業者数については、ちょっと今手元にはございません。

○井手順雄委員 それに対して、規制というのは、あらかじめの申請書を出していただきますけれども、それを全部クリアできれば、別に問題なく県は申請を受理するという状況でしょうか。

○奥菌産業支援課長 さようでございます。

○井手順雄委員 私もよく熊本県内を回りますけれども、

すけれども、碎石をとった跡が山肌が明らかに崩れて、いかにも環境立県くまもとにしてはおかしいなというところがありますし、まさにここの碎石場も、この横に参勤交代の石畳ですか、あの横が碎石場なんです。そこをこの間県外からの観光客の方と見に行ったら、観光に行ったら、ばんばんばん音かするわけ、碎石場の発破の音が。あれは何ですか、自衛隊の演習場ですかと、いや、碎石場なんですよということで、世界遺産になる、あそこはしようと今一生懸命努力されておるけれども、こういうのもちょっとひっかかってくるのかなと、そのとき思いましたね。

ですから、ここに来てやはりそうやって申請が上がってくれば、何もかんも許可するんじゃないしに、ここもあらかじめ削減計画でもつくって規制していったらどうですか、この際。

○奥菌産業支援課長 法的に——よろしいでしょうか。あの地域は自然公園地域に入っております。したがって、新規には認めないんですけども、自然公園地域の指定前から操業していたということで、これまでのそういう実績を踏まえて、法規制にかからない適用除外みたいな形で今まで来ております。

そういったところではございますけれども、先生おっしゃるように、阿蘇の玄関口ということで、いろんな観点から終掘が望ましいということは、皆さんコンセンサスが今得られつつあるというところでございます。

そういう法的なところで申し上げれば、地元が納得して業者とそういう契約関係を解除して、それでもって終掘につなげていくという形で、今県としても地元に入ってそういう関係を整えているというところでございます。

○井手順雄委員 そういう阿蘇に限らず、今

熊本県内で100カ所以上の碎石場があると。これは本当、今後の環境を考えていくなれば、ちょっと規制するべきじゃないかと私は思いますけどね。削減計画でもつくって、何とか規制していくというような格好もあわせて必要だなというふうに思います。ぜひとも御検討のほどよろしくお願ひしたいというふうに思いますし、阿蘇のほうも、これ早く終わらせて何なっとせぬと、見た目が悪い。ひとつよろしくお願ひします。

最後に、87ページ。

くまもとブランド推進課にお聞きしますけれども、4番。

今度こうやって、東京ドームだったり大阪ドームであったりで本県の産品を展示即売されるということですが、熊本県ブースというのがあるというのはお聞きしましたけれども、ほかに熊本県のこういった食料会社屋さんとかメーカーさんが行って展示即売されるというのはあるんですか。

○成尾くまもとブランド推進課長 基本的に、まず、県の物産振興協会に私ども委託いたしましてブースを出しておりますが、個別に県内の事業者さんが自分たちでブースを出店して販売促進を行いたいというふうな希望もございますので、そういった熊本県関係の事業者さんと物産振興協会が合同で同じ区画に出店するというので、より熊本のアピール性を高めていくというふうなことで進めているところでございます。

○井手順雄委員 熊本県ブースというところには、業者さんが何業者さんか入ることですね。

○成尾くまもとブランド推進課長 そのとおりでございます。

○井手順雄委員 その業者さんたちは、熊本

県ブースに入るときに、出店料としてのお金を支払わなくちゃいけない。その分と熊本県ブース以外で熊本県の業者さんが行ったとき、出店料を払わないかぬ。その差額はどのくらいあるんですか。

○成尾くまもとブランド推進課長 まず、自分で出店を希望される場所は、自分でブース代をお支払いになるということでございます。それと、それ以外に、幅広く県の物産をアピールするために、物産振興協会に委託するというので幾つかの小間を確保いたします。それぞれが一体となって、ですから、例えば県の物産振興協会が4ブース出店するとすれば、ほかに自分で出店を希望するところが1ブース、2ブースというのがありますので、それを合計して、一つの大きな8ブースとか10ブースの区画を使って、トータルとして熊本県をアピールしていくというやり方でございます。

○井手順雄委員 聞き方変えますけれども、熊本県のブースの中に業者さんが何業者か入るわけたいね。

○成尾くまもとブランド推進課長 はい、そうです。

○井手順雄委員 ここに入る場合は、熊本県のそういったいろんな食べ物屋さんとか製造屋さんに広く公募して、出店してみませんかという公募、どういった選び方でその業者さんを定めるんですか。

○成尾くまもとブランド推進課長 そのとおりです。物産振興協会を通じまして、県内の各事業者さんたちに広く、こういう場がありますので出店しませんかというふうなことで打診をいたしまして、個別の判断で参加されると。そのブースにつきましては、それぞれ

の特色を持ったブース展開をしていただけるということになっております。

○井手順雄委員 この間食品関係のそういった会合がありまして、行きましてね、熊本県ブースに入っとらぬ人、そういったことを一言も言ってませんよ。そういった公募はあってないと。あってませんと。しかしながら、私たちが出店したいと。しかしながら、出店料がばかでかく高いと。しようにもできない。しかしながら、熊本県のブースだったら出店料が要らないみたいなことを言ってきましたよ。

もうちょっと私が言いたいのは、公平性を持って、今広く応募してますなんてないですよ。それは一回確かめてください。ぜひとも皆さんが行けるように、例えば順繰り順繰り回すとか、こういったときは、そういったところの公平性というのを十分考えて出店していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○成尾くまもとブランド推進課長 済みません。これまでの経緯につきましては、きちんと確認した上で御報告させていただきたいと思っております。

○井手順雄委員 よろしく申し上げます。

○成尾くまもとブランド推進課長 ありがとうございます。

○浦田祐三子委員長 ほかにどなたか。

○西岡勝成委員 まず、商工観光労働部長が、熊本県下の景況感、景気感について、先ほど大まかな話がありましたが、アベノミクス、一の矢、二の矢が放たれようとしておりますけれども、そういう中で、円安になって輸出産業が非常に活気が続いておりますし、ま

た、株高で観光業とか不動産とかいろいろな面で動き出しているのも事実なんですけれども、片や円安で燃油高、そしてまた原発が停止しているゆえに電気代が非常に高くなってきているということで、まだまだ今の段階で、かなりまだらな部分が、将来的にはそれがずっとうまく転んでいけばそれぞれなれていくんでしょうけれども、今の段階で非常にある意味、逆に格差が景況感の中でも広がっているような感じがすると思うんですけれども、そういう関連の企業からの悲鳴みたいな声は聞こえてきませんか。

○真崎商工観光労働部長 西岡委員の今御発言がございましたけれども、まさしくそうで、輸出関連企業を中心に円安の恩恵をこうむっている業種、企業がある一方で、例えばこれは電力不足も関連しているんですけれども、節電をしなきゃいけないけれども、工場操業はとめられないために、自家発電機を導入された製造業というのもございます。

そういったところにつきましては、電力は何とか賄えるんだけれども、原料となるLNG——LNGが多いんですけれども、非常に高く、原料費が高くて困っている。あるいは、原料代そのもの高騰によって直接影響を受ける、例えば運送業者、トラック協会とかそういったところも、これは人件費と車の償却費とガソリン代といいますか燃料代で成り立っている業種なものですから、そういったところから非常に厳しいという声は私のところに伝わってきております。

私どもとしましては、済みません、委員の質問、電力不足と原料代高騰と2つあったので、私も混同して答えてしまいましたけれども、例えば電力不足の声というのは、熊本県の工業連合会あたりから正式な要請等も受けましたものですから、経済産業省並びに九州電力に対して、私どもは、電力値上げは事情はわかるけれども、県民の生活、あるいは県

内の中小企業、あるいは企業の生産活動にできる限り影響を与えないようなことをお考えいただきたい、あるいは上げる場合にはきちんと納得できるまで説明していただきたいという申し入れをしております。

それと、原料代の高くなることについては、正直言いまして製造業を中心に全企業さんが悲鳴を上げておられる状況だろうと考えております。私どもは、じゃあ何か県としてやれないのかというお話につながっていくんでしょうけれども、この原料代高騰につきまして、正直言って、単県の産業施策で、とてもじゃないけれども、我々は打つ手を持たないといいますか、非常に厳しいものがあると考えております。今の私の感じとしては、そういう感じを持っております。

○西岡勝成委員 本県の農業にしても、施設園芸が多いので、燃油代の高騰が非常に大きな影響を与えているし、先ほどトラック協会、その他製造業でも水産加工業なんてかなり燃油を使う。漁船は、ある程度の補助金みたいなものが、対策費があるんですけども、加工業になると、なかなかそこがないんですね。

そういう中で、やはりその辺は注意をしながら見ていかないと、非常にばらつきが多分円安で出てくる可能性があると思いますので、ぜひその辺は注意深く見ながら、国なり県が対応できる部分はしながらやっていただきたいと思います。

もう2つありますけれども、1つは、海岸の漂着ごみの話ですが、先般産業廃棄物協会の天草支部の総会に行った折に、彼らも一つの奉仕で海岸線の清掃作業を行って、その中で悲鳴を上げておられたのが、海岸線にテトラポットがずっとありまして、そこに発砲スチロールのごみが粉々になって小さな粒になって山ほどたまとる。潜るにも潜られぬような状況があるというんですね。

この辺は、何か考えて、一時私も発砲スチロールを溶かすリモネンの話をちょっと勉強したこともありますけれども、何か対策をしていかないと、あの発砲スチロールというのは細かく粒になってしまうんですね、波に洗われたら。だんだんだんだん小さくなって、回収は到底じゃないけれどもできなくなりますし、その辺のことについて、これは廃棄物対策課……。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

先生が今おっしゃったことについては、私も現場を一度把握させていただいて、現状を確認して対策をまた考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○西岡勝成委員 それはもう早くしとかぬと、だんだんだんだんたま一方ですよ。海に環境に非常に悪いと思ひます。井手先生がよく御存じだと思ひますけれども。

もう1つ、都呂々ダム件の件ですが、去年からことしにかけて雨は順調に降ってますけれども、その前の年、非常に天草は干ばつで、都呂々ダムの水位がめちゃくちゃに下がりました。そして、今原発がとまっているので、九電もフル稼働ですよ、火電が。どのぐらいの水があれば、九電は動かされるの。仮にどのくらい都呂々ダムに水がなくなったら、もうとまってしまうのか。塩水も、もちろんいろいろな機械を冷やすのに使っているとは思ひますけれども、その辺はどうなんですかね。

○浦田祐三子委員長 担当課は、どちらに……。

○福原工務課長 工務課でございます。

今のお尋ねでございますけれども、九州電

力のほうに都呂々ダムの方から1日7,000立方メートル程度だったと思いますけれども、水を供給しております。苓北火力の場合は、70万キロが2基あるということで、2台動いているときは、そういうぐあいにフルの水が必要になります。通常の、現在のほうになるのかもしれませんが、現在はダムのほうにある程度水がたまっていますので、一昨年ですかね、のような渇水の状態には今現在はございませんけれども、一昨年のような状態が今後ないということもはっきりは申せないんですが、厳しい状況が出てくることも考えられます。

そういうことで、都呂々におきましては、そういう渇水のときには、ここは簡易水道、それから農業用水、それから九州電力の火力というように3つに供給しているんですけども、3者、それにダムのほう、あわせて4者で協議会を立ち上げて、水の使い方等を工夫しながら乗り切るということで、一昨年もうそういう形で乗り切ったところでございます。

今後も、そういうソフト面で今のところは対応していこうということでやっているとところでございます。

○西岡勝成委員 非常に火力に頼っている部分がある中で、地元の町長あたりも、非常にダムの水位は——天草は、あのぐらいの干ばつはしょっちゅう起こります、去年、おとしみみたいな干ばつは。フル稼働を2基になってやっていますので、ここはちょっと考えておかないと、多分火電がとまってしまう可能性もあるのではないかと私は思うんですね。多分海の水でも冷やしているんですよ、機械は。真水ばかりじゃなくて、いろいろなダムの水を使っているのは、全体で使っているんじゃないんでしょうから、その辺はまた私もわかりませんが、しかし、多分ダムが枯渇した場合は、これはもう動かぬよう

になる話ですから、その辺のことも含めて、これは対応策を考えとかないと、火力にしばらくは頼らざるを得ぬわけですから、その辺は、ぜひひとつ地元の九電あたり等も含めて、将来的な対応も考えていく必要があると思いますので、お願いしておきます。

以上です。

○森浩二委員 4点ほど。

まず、14ページの環境教育ですけども、1番の荒玉地区のモデルの環境教育というのは、どういうのをやるんですか。

○福田環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

中身は、NPO法人などから提案を受けてコンペ方式で決めていこうと思っておりますので、まだ内容を固めているわけではございませんけれども、私どもで考えておりますのは、荒尾・玉名地域におきましては、荒尾干潟ですとか、あるいは竹林、里山などがございます。そういったことを活用した自然体験学習ですとか、あるいは万田坑がございまして、メガソーラーも立地してきておまして、これはエネルギー政策の転換が図られたような歴史がございまして。そういった再生可能エネルギーに関する学習として使えるのではないかと。

あるいは、今、玉名市のリサイクルプラザですとか、環境配慮型の工場も立地しておりますし、また、公共関与処分場の建設というものもございまして、そういった循環型社会を考えるようなきっかけになるような、そういったことが考えられるんじゃないかと、今のところ想定しているところでございます。

以上です。

○森浩二委員 次は、24ページの自然公園の利用事業ですけども、うちの近辺の小岱山

の遊歩道は、完全にもうやられてるんですよ。昔つくった階段の横をみんな歩いてるんですけども、この施設の整備補修等はどうふうになっているんですかね。

○江上自然保護課長 小岱山の登山道路も、うちの予算でいいますと、24ページの自然公園等施設リニューアル事業で対応しております。それと、もう1つ、あそこは九州自然歩道にもなっておりますので、その施設整備の補修等でも対応するようにしております。

○森浩二委員 これは、今までもあったの、この事業は。

○江上自然保護課長 ありました。

○森浩二委員 全然、でも補修はしてないよ。毎年あるけど……。

○江上自然保護課長 わかりました。こちらでも調査しまして、優先順位が高いところから順番に補修していきたいと思います。

○森浩二委員 はい、お願いしておきます。
それと、次は67ページの太陽光ですけども、今こんなに補助を出して太陽光を進めますけれども、寿命が20年から30年だと思えますけれども、それぐらいになれば物すごい産業廃棄物の量になると思えますけれども、そういう対応は考えて補助金をこれ出しているんですかね。

○山下エネルギー政策課長 今先生がおっしゃったような課題の提起は、実はなされておりますけれども、まだまだ産業廃棄物が出てきているような状況でございますので、まだ具体的な対策等について県で行っている状況ではございません。ただ、本当、10年、20年たってきますと、当然人工のものです

で、古くなってまいりますので、そういう課題についても十分視野に入れたところで今後検討していきたいというふうに思っております。

○森浩二委員 将来を考えずに、ただ補助金を出しているという考えじゃないのかな。電気をつくれ、電気をつくれと。

○山下エネルギー政策課長 補助金につきましては、まだまだいわゆる再生可能エネルギーをふやしていこうということで県も目標を立てておりますので、その最後の廃棄等につきましては、視野に入れずとにかく普及を促進していきたいということで進めさせていただいているところです。

○森浩二委員 わかりました。

最後に、もう1つ。

荒瀬ダム撤去ですけども、まず1つ、あれは全部壊したら、コンクリート量というのはどれだけあるんですかね。

○浦田祐三子委員長 荒瀬の件は、報告事項の際に荒瀬の件も一括して質疑を受けたいと思います。

○古里企業局次長 ちょっと済みません。宙には覚えておりませんが、2万立米ぐらいだったと思えますが。

○森浩二委員 2万立米。公共関与にちょっとお聞きしますが、あれは何立米入っとですかね。

○中島公共関与推進課長 42万です。

○森浩二委員 2万で終わっとですか。

○古里企業局次長 ダムの堰堤の一つのいわ

ゆるコンクリート殻は、あそこに放水路がございまして、そこに砕いて入れるということで、ほぼあそこのダム近辺の中で処理する。若干ちょっと外に持っていくのがありますが……。

○森浩二委員 それはおかしか。産業廃棄物じゃなかつですか。

○古里企業局次長 はい。そこは、いわゆるそれらをきちんとクリアした上で細かく砕いて、コスト縮減の一環として、事業所内といいますか、地元のほうから放水路を埋めてほしいということで、それに利活用するというお話でさせていただいております。

○森浩二委員 そしたら、どこでも、どんな工事現場でも、コンクリート殻が出たとき、地元が何かしてくれと言えば、産業廃棄物にならぬとですか。

○古里企業局次長 そこは、産業廃棄物上の要件をちゃんときちんとクリアした上で、そういうコスト縮減の方法として入れ込んでいると……。

○森浩二委員 いやいや、そのクリアというと、どういうクリアをしとる……。

○古里企業局次長 ちょっとその部分は、私どもが荒瀬ダムの資金を整理する上で大変重要なことでしたので、そこはきちんと整理しておりますので、ちょっと時間をいただいて御報告させていただいてよろしゅうございませうか。

○坂本廃棄物対策課長 廃棄物の問題なので、私のほうから。

先生御指摘のように、産業廃棄物になりますが、産業廃棄物を処理して破碎して細かく

して、そして再利用という形でできますので、そういう形を今次長のほうは説明したのかなというふうに思います。ただ、一度処理施設に持ち込んで処理をするということは必要です。そのままの形では使えませんので。

○森浩二委員 コンクリートをクラッシャランみたいに破碎して、同一現場で使うということで許可が出とつとですかね。

○古里企業局次長 いわゆる細かく砕くプラントを設けまして、そこで砕いて処理をするというものでございます。砕いたコンクリート殻をそのまま入れるということではございません。

○森浩二委員 じゃあ、後できちんと説明してください。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

○小早川宗弘委員 44ページ、45ページの5、商店街まちづくり推進事業と6番の熊本まちなかリーダー育成事業についてちょっと聞きたいことがありますけれども、まず5番の商店街まちづくり推進事業、これ1,918万円の予算ということで、商店街のまちづくり推進にしてはもっと予算をつけてほしいなというふうな気持ちでありますけれども、これは去年どれぐらいの団体が使われたのかというふうなことと、あと6番、まちなかリーダー育成事業についても、これ190万円。現在、何人ぐらいが受講して、どういった活動をされているのか、詳しくでなくてよかですけども、簡単に概要を教えてください。

○伊藤商工振興金融課長 商店街まちづくり推進事業でございますけれども、これにつきましては、5団体でハード事業が2件、それ

からソフト事業が6件されております。

それと、熊本まちなかリーダー育成事業でございまして、これにつきましては、昨年は12名受講されまして、実際リーダーの認定を取られた方が9名でございまして。

○小早川宗弘委員 その9名の方の活動の状況というのは……。

○伊藤商工振興金融課長 この育成事業の中で、それぞれその商店街等のいわゆる活性化計画をつくっていただきまして、その計画を具体化していただくというような活動をしていただくというスキームをつくっております。

例えば、これ23年度から事業としては行っておるんですけども、23年度に受講された方の中で、1～2件ですけども、具体的にまちづくりの通年を通したイベント事業をされたりとか、そういう活動を具体的に実践していただいているということでございます。

○小早川宗弘委員 済みません。私も、最近ちょっと中心市街地の方々という交流をする機会が多くなって、中心市街地あるいは商店街の活性化ということは、非常に地域の大きな課題だというふうに思いますけれども、これは長年の課題なんですよ。

県も、商工観光労働部以外でもいろいろまちづくりの予算がついてますけれども、何か効果が余り見えぬというふうなことを感じておりますので、しっかりとこういう予算が少なくても十分に活用できるように考えていただきたいというふうなこと、あと、商店街の方々もなかなかこういう補助金があるというのを気づかっさんだったりするもんだけん、できるだけPRをしてほしいなど。

このリーダー育成事業も非常におもしろい内容の事業かなというふうに思いますし、あと補助金申請に当たっては、何かある人から

聞いたんですけども、あれも出して、これば出して、これば出して、かなりハードルが高からしかですね、補助金申請の書類が。それにばかり何かエネルギーがとられて、本来のまちづくりがでけぬというか、もう補助金取ったら終わりだというふうな感覚も、その地元の方々にはそういう感覚があられるけん、なかなか補助申請しにつかというふうな話も聞きますので、できるだけハードルを低くして書類関係も簡素化していただきたいというふうに思います。

何よりも、こういういろいろな補助金を使って次につなげることが大切だと思いますので、そういう視点で事業を展開していただければと思います。

以上です。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませんか。

○磯田毅委員 75ページの国際コンテナ利用拡大助成事業についてお尋ねします。

全部で8,100万円ほどのコンテナの補助が出ておりますけれども、これは大体八代港と熊本港が主だと思いますけれども、この予算の背景になった予想数量というのはありますか。

○寺野企業立地課長 ちょっとお待ちください——1万2,100TEUを想定しております。

○磯田毅委員 港別のやつは。

○寺野企業立地課長 八代が2で、熊本が1と見込んでおります。2対1の割合です。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。

○磯田毅委員 ちょっとじゃあいいですか。

実は、私は、この前一般質問したとき、北海道にうちの荷物が700トン、JR貨物で—この1TEU、20フィートコンテナでしょう、これは。

○寺野企業立地課長 はい。

○磯田毅委員 20フィートコンテナ当たり、実は10万8,000円の運賃がかかるわけですね、北海道まで。3日間かけて、トマト積んで、そして温度が高い場合は、それにドライアイスも20キロとか30キロとか、温度によって違いますけれども、それを入れて送るわけなんですけれども、この場合、八代港から、今月だったですか、新しいコンテナ航路ができたと聞きましたけれども、その運賃が大体大連まで幾らくらいですか、1TEUあたり。

○寺野企業立地課長 具体的な数字は、申しわけありません、把握してませんが、多分10万円は超えるものと思っております、10数万円は。

○磯田毅委員 それに対して、八代市と熊本市、両市とも同額の補助金ありますよね。新規の場合は2万円ですか。ということは、マイナス2万円になるわけですね。大分安くなりますね。これはなくてもあるような状態をつくり出さんといかぬと私は思いますけれども—はい、いいです。

○浦田祐三子委員長 よろしいですか。どなたか。

○東充美副委員長 1点だけ要望で、私からよかですか。

またくまもとブランド推進課なんですけれども、くまモンというのが国内的にすごいあれで、もう3歳児の子供から知っているよう

な感じなんですけれども、効果が大きなものと言われております。国内、あるいは、これは何ページかな、86ページかな。

このくまモンの商標管理ということで、国内はいいんですけれども、海外においてまがいものというものが中国あたりでもよく出ますけれども、にせブランドとかよくありますけれども、そういうところの商標管理とか今進めておられると思うけれども、これは大体どういう感覚で、どの国を対象にとか、そういうのをやっておられるのか。それとも、何といいますか、全体的にほかの海外、アジアなのか、そのほかも考えておられるのか、その辺はどこだったかな、ブランド課。

○成尾くまもとブランド推進課長 商標につきましては、大体工業製品からサービスに至るまで、45の区分においてさらに細かく分かれるんですけれども、商標の登録の制度がございます。

その中で、国内につきましては、たしか記憶では28区分ぐらいにつきましてくまモンという文字につきまして登録をしているところでございます。

あわせて、海外ですけれども、実は昨年2月ぐらいから準備を進めておまして、今アジアのほうを中心といたしまして、基本的に知事がトップセールスで出かける国、具体的には、韓国、中国本土、香港、台湾、それからシンガポールですけれども、これらの国々におきまして、45分類のうちの15の分類につきまして、まずは文字についての商標登録というものを今申請しているところでございます。

一部の国におきましては、既に登録が済んだというふうな報告も来ているところでございます。これにつきましては、実は今申し上げました国のほとんどが、いわゆる中文というか、中国語の現地での語の登録というものも並行して行っているところでございます。

で、それぞれの国の事情に応じて登録の手続が順調に進んだり、そうでないところもございます。

あわせて、今後は、本来ですと著作権で保護されるであろうくまモンのイラストにつきましても、万全を期するために商標登録ということを進めていくことを今検討しているところでございます。

あわせて、登録をすることによってにせものが排除できるかという、必ずしもそうではないわけでありまして、現地でさまざまにせものが仮に出てきているというふうにした場合、私ども日本国内においてまず承知することができないのと同時に、どういった形で法的な手続等をとればいいのかというふうなことについては、正直申しまして、まだまだ素人でございます。

そういうことを解決するためにも、今後は専門家のお知恵をかりながら商標の登録及び管理を進めるとともに、先々には県内のさまざまな事業者等がいわゆる貿易ということで県産品の輸出にくまモンが使えるような環境づくりというのを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○東充美副委員長 この問題は、多分今言われたように、万が一にせものが出てきたときに対処の方法がないというのは、もう本当大変だと思うんですけども、だから今韓国あたりからとか中国あたりから、こちらにどんどんお客さんがおいでになっている。もうそれは大変いいことなんですけれども、だから、例えばブランド推進課だけでなく、情報をいっぱいとるためには、これは観光課もあるいは国際課も横の連携を十分とってほしいなと思うんですよ。まずにせものが出てくると思いますからね。

○成尾くまもとブランド推進課長 国際課が、現在上海のほうに熊本県が事務所を出し

ておりまして、県職員を常駐させておりますので、そういったところとも連携を図りながら、さらに熊本県貿易協会もございまして、そういったところとも御協力を仰ぎながら情報収集には努めてまいりたいと考えております。

○東充美副委員長 本当のくまモンのイメージが壊されないような形、もう本当に似たような形が出てきたときに、くまモンというのが、本当の熊本のくまモンのイメージが壊れないような形で、ぜひその辺も考えてやってほしいと思います。これは要望です。

○成尾くまもとブランド推進課長 はい、かしこまりました。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございせんか。よろしいですね。なければ、これで質疑を終了したいと思います。

次に、その他の報告事項に入ります。

報告の申し出が、環境生活部から1件、企業局から1件あっております。

まず、それぞれ担当課長から説明を受けた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告①につきまして、水俣病保健課と水俣病審査課から説明をお願いします。

○田中水俣病保健課長 水俣病保健課でございまして。

報告事項の1ページのほうをお願いいたします。

1の関西訴訟最高裁判決以降の経緯につきまして、記載をしております中から主なものを御説明いたします。

平成16年10月15日、関西訴訟最高裁判決が出されました。11月29日、県が水俣病対策案を環境省へ提出をいたしました。17年4月7日、環境省が今後の水俣病対策を発表いたし

ました。

1つ飛びまして、18年5月31日、県議会水俣病対策特別委員会委員長が、一時金等を含む救済策を講じることなどの要請書を提出されております。21年7月8日、水俣病被害者救済特別措置法が成立をいたしております。

1つ飛びまして、平成22年5月1日、慰霊式に総理大臣が御出席になり、特措法の救済の申請受け付けを開始いたしております。23年3月15日、不知火患者会の訴訟につきまして、和解議案が県議会で議決をされております。

次のページをお願いいたします。

上から4つ目でございます。平成25年4月16日、水俣病認定申請棄却処分取消・認定義務付け訴訟につきまして、最高裁判決が出されております。判決の概要につきましては、後ほど審査課長のほうから御説明があります。

2の特措法による救済の取り組みについてでございます。

申請者数は、4万2,961人でございます。そのうち、生存者の方で一時金を御希望の方が、下の表の小計欄に記載をしておりますとおり2万7,880人でございます。

県といたしましては、対象者の迅速な確定に向けまして努力を行いますとともに、相談窓口での対応やフォローアップ事業に取り組んでまいります。

保健課は以上でございます。

○中山水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

引き続き、資料の3番から御説明いたします。

認定業務の状況について、(1)認定申請の状況ですが、25年3月31日現在、認定申請者数は230人となっております。

認定検診の状況ですが、医療機関、水俣市立総合医療センター及び東京、名古屋、大阪

の各国立医療センターへの委託検診のほか、県が水俣市立総合医療センター内に場所を借りて県からの派遣医師による検診を実施しております。

(3)認定審査会の状況ですが、平成24年度は3回、審査件数は61件、今年度も同様の開催を予定しております。

4、水俣病に関する裁判の状況についてです。

最高裁で審理されていた水俣病認定申請に係る2件の行政事件訴訟、棄却処分に対する取消及び認定義務付けを求める訴訟については、去る3月15日に口頭弁論が開かれ、4月16日に判決が言い渡されました。判決内容については、この後また別紙で報告いたします。

そのほか、現在、国、県及びチッソを被告とする国家賠償等請求訴訟が1件提起されております。

今後、損害賠償請求権の存否等に関して、司法の場で主張、立証していくこととしております。

それでは、恐れ入りますが、別紙の1枚の紙をお出しいただきたいと思います。

表題は、水俣病認定申請者棄却処分に係る最高裁判決についてという資料でございます。お手元にありますでしょうか。1枚の用紙でございます。水俣病認定申請者棄却処分に係る最高裁判決……（「2枚」と呼ぶ者あり）1枚物でございます。（「片面、2枚になっています」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。では、よろしいでしょうか。

それでは、最高裁判決についてということで、1番、これまでの経緯について申し上げます。

2つの裁判がございます。

まず、(1)水俣の女性の御遺族が原告となった訴訟、これは認定申請者、もう既にお亡くなりになっておられますが、の御遺族が、県が行った水俣病認定申請棄却処分、水俣病

でないという処分に対して、処分の取り消しと認定の義務づけを求める訴訟を熊本地裁に提起されました。熊本地裁では、県の主張が認められたものの、福岡高裁では、県の主張が認められなかった、つまり水俣病であるとされたことから、県が最高裁に上告していたものです。

平成25年4月16日、最高裁は県の上告を棄却する判決を言い渡しました。その結果として、水俣病であると裁判所が判断したところでございます。

(2)大阪の女性が原告となった訴訟です。

この方は、平成16年10月の水俣病関西訴訟最高裁判決において損害賠償が認められた大阪府在住の女性です。この方が、県が行った水俣病認定申請棄却処分、つまり水俣病でないという処分に対して処分の取り消しと認定の義務づけを求める訴訟を大阪地裁に提起されました。

大阪地裁では、県の主張が認められなかったものの、大阪高裁では県の主張が認められた、つまり水俣病でないとされたことから原告側が最高裁に上告していたものです。これも、同じく平成25年4月16日、最高裁は、水俣病に罹患していたか否かについて、さらに審理を尽くすべきとして、大阪高裁に差し戻しをいたしました。つまり、大阪高裁で再度審理するということになりました。

この資料の下に水俣の女性の方、大阪の女性の方の経緯を書いておりますが、詳細の説明は省略させていただきます。

それでは、次のページをお願いいたします。

2、最高裁判決のポイント及び県の考え方でございます。この考え方は、2つの裁判に共通する内容となっております。

今回の最高裁判決を厳粛に受けとめ、県としては、判決のポイントを次の3点と認識しております。

以下、3点でございます。

判決は、一定の症候の組み合わせがあった場合には水俣病と認められるとする昭和52年判断条件、これは下に注がありますが、米印がありますが、これは国が水俣病かどうかを判断するために示しているものでございます。この判断条件は、多くの申請について迅速かつ適切な判断を行う上で合理性があると最高裁判決で認められたこと。

2番、ただし、その症候の組み合わせがない場合にも、都道府県知事は、医学的判断のみならず、必要に応じた多角的、総合的な見地からの検討が求められたこと。

3番、こうした都道府県知事の判断の適否、つまり水俣病である、または水俣病でないと判断したことの適否については、裁判所が個々の事情と関係症候を総合的に検討して判断できるとしたこと。

これらの3つの認識については、判決の当日の夜、直ちに県の考え方として環境省に伝えました。

この3つのポイントのうち、特に②のところですが、総合的な検討とございます。これに関しましては、去る4月19日、閣議後の会見で、石原環境大臣から、水俣病の認定に当たって、必要に応じて多角的、総合的な見地から検討することの重要性を判決は指摘しており、その趣旨をしっかりと踏まえて、そのあり方の具体化を急ぐよう事務方に指示をした旨の発言がありました。これは、県知事の思いを伝えていたことに対して応えていただいたものと認識しております。

今後、環境省において、多角的、総合的な見地からの検討の具体化が進められると思われ、県としてもしっかりと対応してまいりたいと思っております。

3番、判決後の動きでございます。

まず、水俣の女性の御遺族が原告となった訴訟については、4月16日の最高裁判決の認定義務づけを受け、4月19日付で水俣病と認定いたしました。大阪の女性が原告となった

訴訟については、判決内容をさらに精査し、今後の対応を検討しております。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 次に、報告事項の②について、企業局から説明をお願いします。

○古里企業局次長 企業局でございます。

報告事項の企業局の関係、A4縦でございます。荒瀬ダムの本体等の撤去工事の進捗状況でございます。

1ページをお願いします。

まず、1の平成24年度の工事の状況でございます。申しわけございませんが、2ページの写真で御説明申し上げたいと思います。

まず、下流の状況でございます。

2ページ上の写真でございます。河川内を閉め切り、下の写真のとおり、トンネルの掘削機、これによりまして放流工を掘削し、既に上流まであと1.7メートルを残すだけというような状況でございます。

次に、上流でございます。

3ページ裏をお願いしたいと思います。

左の上でございますが、これはダムの断面図でございます。そこにありますように、ゲートの設置箇所の下でございますが、岩盤が発見されました。これを掘削するための工期を5月まで延長し、中段の写真のとおりでございますが、岩盤を掘削して、その除去に取り組んだところでございます。

その後、機械で除去し切れなかった部分がございます。潜水士の手作業により取り除いたのでございますが、この作業に予想外の時間を要し、現在、下段の写真のとおり、1門目のゲートの設置に取り組んでいるところであります。

上段の右側のほうにイメージ図がございます。

水位低下ゲートは、2門を設置する予定で進めておりました。このまま2門を並行して

作業した場合、5月までに工事が終わらないというような可能性が出てまいりました。

そのため、確実に上流の水位を低下させるため、下流に向かって右側のローラーゲート、これを先に5月までに取りつけることとしたものでございます。残りました左側のスライドゲートは、今年の秋、11月以降に設置することとしております。

1ページにお戻りいただきたいと思いません。

2の平成25年度の工事予定でございます。

図の赤色の部分を撤去する予定でございます。今申し上げました残された水位低下装置の1門の設置、それから洪水吐きゲート及び右門の門柱、管理橋を撤去する予定でございます。

また、点線で囲んでおります門柱等を6月から10月中の出水期に撤去することにより、全体工程は、計画どおり6年間でダム撤去を完了するというところで検討を今進めているところでございます。

それから、先ほど森委員から御質問ありましたダム堰堤のコンクリートの量でございますが、約2万6,000立米でございます。このうち、1万7,000立米を、さっき言いました放水口のほうのトンネルに河川の上流の河川ヤードに小割りのプラントをつくりまして、そこで小さく割った上で、放水口のほうに持って行って、そこに埋めるというような工法を予定しているところでございます。

以上でございます。

○浦田祐三子委員長 以上で報告の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思いません。質疑はございませんか。

○西岡勝成委員 水俣病の件ですけれども、そのあり方をしっかりと踏まえて、趣旨をしっかりと踏まえて、そのあり方の具体化を急ぐように事務方に指示をしたと環境相が言わ

れておりますけれども、この辺は大体時期的にどのぐらいの時期になるのか。また、これによってやっぱり今後の裁判、判断材料にもかなり影響してくると思うんですね。蓋然性といいますか、水俣病を一点だけじゃなくていろいろな角度からやっぱり見る必要があるという指摘だと思うんですね、裁判所の判断は。

その辺は、非常にやっぱり蓋然性というか、多角的、総合的という言葉ではわかるんですけども、非常に判断というのは難しくなるなという感じがするんですけども、その辺も踏まえて、部長どうなんですかね。

○中山水俣病審査課長 総合的な検討についての具体化ですが、環境省は、総合的な検討を含む認定基準の運用について、各県の協力を得ながら一層適切に取り組むとしておまして、その具体化の検討が進められるものと思っておりますけれども、そのスケジュールというものにつきましては、今のところまだわかっていない状況でございます。

それから、裁判への影響につきましても、現時点では、その影響についてはまだわからない状況でございます。

○谷崎環境生活部長 その総合的な検討につきましては、これまでの認定審査会の中でも医学的・総合的検討というのはやってまいりまして、その結果として、少なからず4件の認定した例がございました。これは裁判資料としても出しております。

今回の最高裁が示した総合的な見地からの検討というのをどのように捉えるかという部分につきましては、非常に、先ほど西岡委員からもお話がありましたように、非常に難しい課題であると我々も認識しておまして、国のほうに対しても、今ここに大臣が、その具体化を急ぐようにという指摘をしておられますので、我々としても、その作業に対しま

して必要に応じて意見を申し上げていく機会があれば申し上げていきたいなと思っておりますが、非常にその捉え方、それから作業というのは難しいものになるんじゃないかとは考えております。

○西岡勝成委員 一番現場に近いのは県ですから、国に対して、今までの経緯も踏まえて、意見が具申をできるようなものがあつたら伝えながら、ぜひ、多角的・総合的な見地というものを、ある程度確立していかなくてはしようがないと思うんですね。その辺は、やっぱり国に対してもきちんと熊本県の意見を伝えてほしいと思います。

○浦田祐三子委員長 ほかにどなたか質疑はございませんか。

（松岡徹議員「いいですか」と呼ぶ）

○浦田祐三子委員長 松岡議員、発言は何について……

（「ちょっと待って」「ちょっと待ってください」「水俣病の」「委員会に聞かないかぬ」「諮って」と呼び、その他発言する者あり）

○浦田祐三子委員長 はい、諮らせていただきます。水俣病の件に関しまして。

ただいま、松岡議員から発言の申し出がありました。

この際、これについてお諮りをしたいと思います。

松岡議員からの水俣病についての発言の申し出を許可することに御異議ございませんか。

（「反対」「反対します」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議がありましたので、挙手により採決をいたします。

松岡議員からの水俣病についての発言の申し出を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○浦田祐三子委員長 挙手少数と認めます。
よって、松岡議員の発言を認めないことに決定いたしました。

よろしいですか。

なければ、これで質疑を終了いたします。

それでは、最後にその他でございますが、委員の先生方から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって、第2回経済環境常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後4時5分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

経済環境常任委員会委員長